

4日目 (2月26日)

第1回福生市議会定例会会議録（第4号）

平成19年2月26日福生市議会議場に第1回福生市議会定例会が招集された。

1 出席議員は次のとおりである。

1 番	加藤 育男君	2 番	串田 金八君	3 番	田村 昌巳君
4 番	増田 俊一君	5 番	大野 聰君	6 番	前田 正蔵君
7 番	中森 富久君	8 番	阿南 育子君	9 番	高橋 章夫君
10 番	原島 貞夫君	11 番	森田 昌巳君	12 番	石川 和夫君
13 番	田村 正秋君	14 番	大野 悦子君	15 番	羽場 茂君
16 番	青海 俊伯君	17 番	今林 昌茂君	18 番	沼崎 満子君
19 番	松山 清君	20 番	清水 信作君	21 番	遠藤 洋一君
22 番	小野沢 久君				

1 欠席議員は次のとおりである。

なし

1 欠員は次のとおりである。

なし

1 出席説明員は次のとおりである。

市長	野澤 久人君	助役	高橋 保雄君	収入役	並木 茂君
教育長	宮城 眞一君	企画財政部長	野崎 隆晴君	総務部長	田辺 恒久君
総務部長	田中 益雄君	市民部長	石川 弘君	生活環境部長	吉沢 英治君
福祉部長	星野恭一郎君	都市建設部長	清水喜久夫君	教育次長	吉野 栄喜君
参事	嶋崎 政男君	選挙管理委員会事務局長	山崎 典雄君	監査委員局長	伊藤 章一君

1 議会事務局職員は次のとおりである。

議会事務局長	小林 作二君	議事係長	大内 博之君	臨時速記事務補佐員	大迫 擘子君
--------	--------	------	--------	-----------	--------

1 本日の議事日程は次のとおりである。

平成19年第1回福生市議会定例会議事日程（4日目）

開議日時 2月26日（月）午前10時

- 日程第1 議案第1号 福生市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する
条例の一部を改正する条例
- 日程第2 議案第4号 福生市の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正す
る条例
- 日程第3 議案第2号 福生市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第4 議案第3号 福生市教育委員会教育長の給与及び旅費等に関する条例の
一部を改正する条例
- 日程第5 議案第5号 福生市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第6 議案第6号 福生市育英資金支給条例の一部を改正する条例
- 日程第7 議案第7号 福生市国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 日程第8 議案第8号 福生市予防接種健康被害調査委員会条例の一部を改正する
条例
- 日程第9 議案第9号 福生市営住宅条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第10号 福生市下水道条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第11号 福生市消防団に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第12号 福生市副市長の定数を定める条例
- 日程第13 議案第13号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の
整備に関する条例
- 日程第14 議案第14号 福生市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例
- 日程第15 議案第15号 東京都市町村職員退職手当組合理約の変更について
- 日程第16 議案第16号 東京都市町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更につ
いて
- 日程第17 議案第17号 東京市町村総合事務組合理約の変更について
- 日程第18 議案第18号 瑞穂斎場組合理約の変更について
- 日程第19 議案第19号 西多摩衛生組合理約の変更について
- 日程第20 議案第20号 平成18年度福生市一般会計補正予算（第4号）
- 日程第21 議案第21号 平成18年度福生市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第22 議案第22号 平成18年度福生市介護保険特別会計補正予算（第2号）

- 日程第23 議案第23号 平成18年度福生市下水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第24 議案第24号 平成18年度福生市受託水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第25 議案第25号 平成19年度福生市一般会計予算
- 日程第26 議案第26号 平成19年度福生市国民健康保険特別会計予算
- 日程第27 議案第27号 平成19年度福生市老人保健医療特別会計予算
- 日程第28 議案第28号 平成19年度福生市介護保険特別会計予算
- 日程第29 議案第29号 平成19年度福生市下水道事業会計予算
- 日程第30 議案第30号 平成19年度福生市受託水道事業会計予算
- 日程第31 議案第31号 不動産の譲与について

午前10時 開議

○議長（石川和夫君） ただいまから平成19年第1回福生市議会定例会4日目の会議を開きます。

~~~~~

○議長（石川和夫君） 本日の議事運営については、議会運営委員会において検討されておりますので、委員長から報告願います。

（議会運営委員長 小野沢久君登壇）

○議会運営委員長（小野沢久君） おはようございます。御指名をいただきましたので、2月22日の本会議終了後に開催いたしました議会運営委員会の結果につきまして、御報告をさせていただきます。

本日の日程でございますが、新たに追加された案件はございませんので、2月22日に残りました議案につきまして、2月22日と同じ順序で編成をさせていただきます。

以上のとおり議会運営委員会としては決定いたしておりますので、よろしくお願いを申し上げまして、御報告とさせていただきます。

○議長（石川和夫君） ただいま委員長から報告されたとおり本日の議事を進めますので、よろしくお願いたします。

~~~~~

○議長（石川和夫君） これより日程に入ります。

日程第1、議案第1号、福生市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を願います。

（総務部長 田辺恒久君登壇）

○総務部長（田辺恒久君） おはようございます。御指名をいただきましたので、議案第1号、福生市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の提案理由並びにその内容につきまして説明を申し上げます。例規集は586ページの別表でございます。

提案理由でございますが、新たにまちづくり景観審議会委員及び地域包括支援センター嘱託員の報酬の額を定めることと、市民課窓口事務嘱託員の名称及び報酬の額並びに学校事務嘱託員の報酬の額を改定するとともに、児童指導員を廃止したいので、本条例別表の一部を改正しようとするものでございます。

それでは、改正内容につきまして説明を申し上げます。別表第1中、「まちづくり景観審議会委員、日額8500円」は、昨年12月定例会におきまして議決いただきました福生市まちづくり景観条例に基づきます審議会委員の報酬でございます。既に定めております他の協議会委員や審議会委員報酬額と同様に「日額8500円」といたしております。

次に、児童指導員の報酬額は「月額17万円」を削除させていただくものでございまして、これは平成19年4月1日から指定管理者制度の導入により児童指導員制度が廃止になることに伴うものでございます。

次に、「市民課窓口事務嘱託員、時間額 9 3 0 円」を「総合窓口事務嘱託員、時間額 9 3 0 円」と「時間額 1 2 4 0 円」に区分するものでございます。これは組織改正による名称変更と、新たに特別な技能を有する場合には、時間額 1 2 4 0 円とする嘱託員を設けました。

次に、「地域包括支援センター嘱託員」の月額 1 7 万円は、介護予防ケアマネジメント業務の増大に伴い新たに設置するもので、他の嘱託員の業務の内容や、資格を有する嘱託員と同様に 1 7 万円とするものでございます。

次に、「学校事務嘱託員」の「時間額 9 3 0 円」から「時間額 1 2 4 0 円」に改めますのは、他の嘱託員との比較で学校事務の勤務の特殊性や、市の財政会計システムによる予算の執行など、学校運営に関する職務として一定の責任を持たせております。また、他市との比較でも低い報酬となっていることから、1 2 4 0 円に改めようとするものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成 1 9 年 4 月 1 日から施行いたそうとするものでございます。

以上、御審議を賜りまして原案どおり御決定くださいますようお願い申し上げます、説明とさせていただきます。

○議長（石川和夫君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

○2 2 番（小野沢久君） 今の説明の中の学校事務嘱託員が 9 3 0 円から 1 2 4 0 円ということで、大幅に増額されますけれども、その理由が学校運営に責任を持たせているということですのでけれども、正規職員の方が定年退職なさった後に、ここに行くのだろうとは想像するのですが、具体的にはどういう形の職員なのか。それから、仕事内容をもう少し具体的に説明していただきたい。

それから、他市と比べてというのならば、他市の状況がどうなっているかもお願いいたします。詳しい説明をお願いしたい。以上でございます。

○総務部長（田辺恒久君） 学校事務嘱託員の職務内容でございますが、備品購入の管理や財務会計システムなどによる予算の執行など、学校運営にかかる部分を職務として一定の責任を持たせていただくようになっています。学校事務室での職務として、ひとり職場という環境なども配慮する必要があるということと、報酬額を他市と比較した場合、最下位となっている状況でございます、引き上げたところでございます。

比較でございますが、近隣というか、幾つか調べてあるところですが、西東京市が 1 2 3 2 円、清瀬市が 1 3 0 0 円、羽村市は 1 1 0 2 円、国立市が 1 0 5 0 円、国分寺市が 1 5 4 3 円という形で、それに見合うような形で 1 2 4 0 円に引き上げたところでございます。

嘱託員については公募して採用しているところでございます。

○2 2 番（小野沢久君） 総務文教委員会で議論されるのでしょうかけれども、近隣の比較と言っても何で西東京市や清瀬市と比べなくてはならないのですか。羽村市などは 1 1 0 2 円、一番低いわけではないではないですか。今、一番低いと言ったでしょ

う。「最下位にいる」と、今度上げれば随分今度は高くなっていくのではないですか。データを出すならもう少し緻密なデータを出してくださいよ、近隣を比較して。昭島市やあきる野市や羽村市や瑞穂町を。遠くと比べてどうするのですか。説明内容が極めて不親切というかいい加減です。あとは委員会にお任せしますので終わります。

○議長（石川和夫君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川和夫君） 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第1号は、総務文教委員会に付託いたします。

~~~~~

○議長（石川和夫君） 日程第2、議案第4号、福生市の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を願います。

（総務部長 田辺恒久君登壇）

○総務部長（田辺恒久君） 御指名をいただきましたので、議案第4号、福生市の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の提案理由並びにその内容につきまして説明を申し上げます。例規集は608ページでございます。

それでは、提案理由に入ります前に、国や東京都の給与制度の概要につきまして触れさせていただきます。

平成17年の人事院及び東京都人事委員会の勧告により、職責に見合う給与水準と昇任制度、業績に連動する給料表、国・民間企業との均衡を図ることを盛り込んだ職責や勤務成績に基づく給与制度の勧告がなされました。

この勧告に基づき、東京都は既に平成18年度から給料表の4分割評価などを実施しております。福生市におきましては、今回は大きな制度改正でありますので、平成18年度に検討会を立ち上げまして、その中で平成19年4月から実施の方向を示し、またあわせて給与の適正化にも取り組み、特殊勤務手当の全部廃止等も含めまして、今回、本条例改正をお願いすることとなりました。

それでは、提案理由でございますが、職員の職責、能力、業績を反映した給与制度へ転換を図るとともに、職員に対する手当を見直し、死亡賜金について廃止をいたそうとするものでございます。

改正内容につきまして説明を申し上げます。大変恐縮ですが、お手元に配付してあります本会議資料の「給与構造改革と給与の適正化」の資料を御参照いただきたいと思います。この資料は議案書に沿って作成をいたしております。

（1）第4条第1項及び第12条は、特殊勤務手当でございますが、現在あります12の手当を社会情勢の変化、支給実績や危険性、不健康性等について検討したところで、著しい特殊性があるとは認めがたいため、3月31日をもって全部廃止とするものでございます。

次に、（2）第6条第3項から第8項までは、新たな昇給制度でございます。平成19年度から本格実施いたします人事考課制度の勤務実績を、平成20年度から反映する内容を盛り込んだ昇給基準でございます。この部分が大きな改正となっております。

す。最初に①昇給時期ですが、原則として各職員年1回で、4月1日に統一した昇給時期とするものです。

次に②は平成19年4月1日から4分割表を導入いたします。現行の号給の昇給幅を4分割し、職員の昇給を能力、業績、意欲の評価により、勤務実績により細かく昇給に反映できる仕組みといたします。表をごらんいただきますと、現行では1級4号給を受けている者が1年間勤め上げますと5号給に定期昇給いたします。これが、改正後の表では1号給を受けている者が5号給に定期昇給となるものでございまして、新給料表では定期昇給は原則4号給の給料となるものでございます。

③は、昇給の方法は昇給なしから6号給までといたしまして、人事考課制度が本格実施する平成19年度の勤務評価が反映することから、この部分に限り平成20年4月1日からの施行としています。昇給幅は55歳未満の者については4号が標準となりまして、成績優秀な者は6号までの昇給となるものでございます。55歳以上の者は1号が標準となります。これに伴い④は、55歳昇給停止措置を平成20年3月で廃止するものでございます。これは、55歳以上の職員についても平成20年度から人事考課制度の勤務評価の反映を実施することになりますので、昇給停止の措置をしない旨の改正でございます。

⑤は、枠外昇給の廃止で、その属する勤務の級において最高の号給を超えることができないこととしています。⑥は、退職時の特別昇給の廃止でございまして、平成19年3月31日をもって廃止いたします。

次に、(3)第9条第3項は扶養手当でございまして、前年の東京都人事委員会の勧告に基づき1000円の引き下げを行い、1万3500円とするものでございます。

(4)第11条の2及び第11条の5は、期末勤勉手当でございまして、新たに期末手当の支給率を各期ごとに定めることとし、また、人事考課制度の本格実施に伴い勤務成績を勤勉手当に反映していくため、支給割合を改定するものでございます。また、文言の改正や行政給料表1表の1級及び2級を統合し、現行の8級制から7級制としたことによる級の改定、さらに再任用職員の期末手当の支給率を各期ごとに定めております。表は、期末手当について今まで時限条例であったものを、本条例に条例化し、一般職員の勤勉手当の率を6月期と12月期を0.6月と同率にいたすものでございます。

(5)第21条は死亡賜金ですが、各市とも既に廃止をしている状況でございますので、平成19年3月31日をもって廃止をするものでございます。

続きまして、資料のところで説明を申し上げましたのは、抜粋した4分割表ですが、全体の4分割表が議案書にありまして、最初に行政職給料表(一)は一般事務職が該当するものでございまして、1級主事から7級の部長給まであり、4級の係長給は1号給から141号給まであります。また次には、行政職給料表(二)となっておりますが、これは技能労務職の給料表でございます。またさらに、それぞれに再任用職員の給料についてもここで規定しております。

附則を定めておりまして、(6)施行期日ですが、平成19年4月1日から施行いたそうとするものですが、第6条第5項の規定は、平成20年4月1日から施行するこ

ととしています。

(7) 経過措置といたしまして、この条例による改正前の福生市の一般職の職員の給与に関する条例第6条第7項本文の規定、55歳昇給停止の条文は、平成20年3月31日までの間、その効力を有することとしています。

(8) 職務の給及び号給の切り替えでございますが、これは現行の給料表から4分割に変わりますことや、昇給が年1回、4月1日になることなどを考慮して平成19年4月1日の各職員の号給がどこに位置するか明確にするための切り替え表でございます。表でございますが、旧4級1号給が、新では3級1号給に該当することになります。表中の経過期間は、前回の昇給から3月未満は3級1号給のままとなります。経過期間3月以上6月未満は、一つ上がって3級2号給に、6月以上9月未満は二つ上がって3号給に、経過期間9月以上12月未満は三つ上がって4号給に、12月以上の場合は四つ上がって5号給になるものでございます。

以上、御審議を賜りまして、原案どおり御決定くださいますようお願い申し上げます、説明とさせていただきます。

○議長(石川和夫君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

○20番(清水信作君) 本会議資料の(2)の現行と改正後の表でございます。4号級が1、2、3、4、5まで分割されるわけですが、これは成績優秀な者ということで、この勤務評定はどなたが、どういう仕組みで行うのかを教えてください。

○総務部長(田辺恒久君) 昇給の方法につきましては、人事考課制度によりまして今年度試行という形で、ここですべて成績の評価をしたところでございますが、係長以下につきましては課長が、課長以下につきましては各部長が行いまして、部長の評価の第1次評価は総務部長、私が行いまして、部長の最終評価は助役が行うという形になります。

それで、各職員の部長を除いた最終評価については総務部長が行いまして、すべての評価を行いましてそれをS、A、B、C、Dという形で評価ランクを各項目設けておりまして、その中のトータルをすることによって、普通の評価でございますと、一般職55歳未満については4号給、少し成績のよい者については5号給、かなり優れた成績の者については6号給というような形で、特に成績が悪い者については3号給というような形でございます。

○20番(清水信作君) そうしますと、係長以下はその直属の課長がひとりで決定するわけですか。

○総務部長(田辺恒久君) 評価につきましては、3段階になっておりまして、部下を課長が評価して、これが第1次評価、その次にその部長が第2次評価をして、部下を含めて全員、課長を含めて全員を評価します。ですから、係員の第2次評価は部長になって、課長の第1次評価は部長になるという形です。それを含めた最終評価については総務部長が最終評価するという形になります。

○20番(清水信作君) わかりました。ありがとうございました。

○5番(大野聰君) 細かい点については、多分、委員会の方で審議されるのだと思

うのですが、③の關係の、今、お話がありました評価基準SからDまでであるということでしたけれども、例えば、55歳未満の方の場合は6号から昇給なしまでであるわけですが、この評価の基準ですが、前からいろいろ議論がありましたけれども、要するに絶対評価なのか相対評価なのかということです。割合がそれぞれあるのかどうかというところ。要するに、だからSの場合は何割ぐらいとか、考えていらっしゃるのかどうかというものをお知らせいただきたいと思います。

それからもう一つは、今の御説明の中で部長の1次評価者は総務部長ということですが、ほかでそういう例を私は余り聞いたことがないのですが、やはり部長の評価を部長さんが1次評価としてもやるという考え方は、ほかでもそういうことで一般的にやっていたらっしゃるのか、うちだけが特殊な形で今回の制度を設けたのか、その辺についてちょっと教えていただきたいと思います。

○総務部長（田辺恒久君） 評価のSとかAの割合については絶対評価で行うという形でございます、その中で昇給幅については、東京都については5号以上の昇給が3割という形で規定しておりますので、それに沿った形で福生市も行わざるを得ないのではないかと考えております。その評価については絶対評価をした中で最終的には全部あわせて、相対評価でもう一度し直すというような形もとらざるを得ないと考えております。

それと、部長の評価を総務部長が行うということですが、これは第1次評価を行うということで、最終評価は助役でございます。部長の第1次評価は総務部長が行いまして、最終評価は助役が行うという形で、それはほかの自治体でもあるというようなことでございます。

○5番（大野聰君） 今のお話でわからない部分もあるのですが、今の後段の部分、部長が部長の評価を1次評価者としては総務部長という考え方、ほかの市があるということですが、かなりのところで、そういう形でやっていたらっしゃるのかどうか。例えば、近隣で、この制度そのものをまだ始めているところが少ないのかもしれませんが、具体的にはどんな形でやっていて、その弊害があったかどうかについて、ちょっと教えていただきたいと思います。

○総務部長（田辺恒久君） 人事考課制度については、26市で実際に運営しているのは稲城市だけでございます、まだほかでも幾つかこれから進むと思うのですが、余りやっているところはございませんので、福生市は福生市としての独自のこういう決めた形で進んでまいりまして、その都度、毎年見直すような形で進めてまいりたいと思いますので、よろしく申し上げます。

○議長（石川和夫君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川和夫君） なければ、以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第4号は、総務文教委員会に付託いたします。

~~~~~

○議長（石川和夫君） 日程第3、議案第2号、福生市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を願います。

(総務部長 田辺恒久君登壇)

○総務部長(田辺恒久君) 御指名をいただきましたので、議案第2号、福生市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の提案理由並びにその内容につきまして説明を申し上げます。例規集は595ページでございます。

提案理由でございますが、市長等に対し支給する期末手当の支給割合を改定するとともに、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、規定の整備をいたそうとするものでございます。

それでは、改正の内容につきまして説明を申し上げます。

第1条中は、「助役及び収入役」を「及び副市長」に改めるもので、地方自治法の一部改正に伴う改正と文言の整理でございます。

次に、第4条第2項中は、さきの議案第4号、福生市の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例におきまして、職員に対する期末勤勉手当の支給率を改定いたしますので、市長等においても同様に第4条第2項中において3月期期末手当「100分の45」を「100分の35」に、12月期は「100分の200」を「100分の210」に改めるものでございます。

次に、別表中は地方自治法の改正によりまして、「助役」を「副市長」に改め、「収入役」を削除するものでございます。

次に、附則でございますが、この条例は平成19年4月1日から施行いたそうとするものでございます。

経過措置といたしまして、現に在職する収入役は、その在職中に限り、なお従前の例により在職するものとしております。

また、前項の場合において、この条例による改正後の市長等の給与に関する条例の第1条及び別表の規定は適用せず、この条例による改正前の市長等の給与に関する条例、旧条例の第1条及び別表の規定は、なおその効力を有することとし、この場合において旧条例の第1条及び別表中の「助役」は「副市長」とすることとしています。

以上、御審議を賜りまして、原案どおり御決定くださいますようお願い申し上げます。説明とさせていただきます。

○議長(石川和夫君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石川和夫君) 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第2号は、総務文教委員会に付託いたします。

~~~~~

○議長(石川和夫君) 日程第4、議案第3号、福生市教育委員会教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を願います。

(総務部長 田辺恒久君登壇)

○総務部長(田辺恒久君) 御指名をいただきましたので、議案第3号、福生市教育

委員会教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びにその内容につきまして、説明を申し上げます。例規集は602ページでございます。

提案理由でございますが、議案第2号、福生市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例と同様に、教育長に対し支給する期末手当の支給割合を改定するとともに、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い規定の整備をいたそうとするものでございます。

それでは、改正の内容につきまして説明を申し上げます。

第3条第2項中は、市長等と同様に3月期の期末手当「100分の45」を「100分の35」に、12月期は「100分の200」を「100分の210」に改めるものでございます。

次に、第5条中は、「収入役相当額」を「副市長相当額」に地方自治法の一部改正に伴い改めようとするものでございます。

次に、附則でございますが、この条例は平成19年4月1日から施行いたそうとするものでございます。

以上、御審議を賜りまして、原案どおり御決定くださいますようお願い申し上げます、説明とさせていただきます。

○議長（石川和夫君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川和夫君） 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第3号は、総務文教委員会に付託いたします。

~~~~~

○議長（石川和夫君） 日程第5、議案第5号、福生市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を願います。

（総務部長 田辺恒久君登壇）

○総務部長（田辺恒久君） 御指名をいただきましたので、議案第5号、福生市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の提案理由並びにその内容につきまして説明を申し上げます。例規集は712ページでございます。

提案理由でございますが、地方自治法の一部を改正する法律の施行及び福生市一般職の職員の給与に関する条例を改正することに伴い、規定を整備するとともに、用語を整理いたそうとするものでございます。

それでは、改正の内容につきまして説明を申し上げます。

第1条中は「及び市長、助役、収入役」を「並びに市長及び副市長」に改めるもので、地方自治法の一部改正に伴う改正と、文言の整理でございます。

次に、第5条ただし書中は「公務上」を「、公務上」に、第8条ただし書は「通算上」を「、通算上」に、第12条は「行なわなければならない」を「行わなければならない」に送り仮名を改めるものでございまして、いずれも文言の整理でございます。

次に、別表第1及び別表第2中「、助役、収入役」を「及び副市長」に、「行政職給料表(1)」を「行政職給料表(一)」に規定の整理をいたすとともに、「6級以上」を「5級以上」に、「5級以下」を「4級以下」に、「行政職給料表(2)」を「行政職給料表(二)」に、「行政職給料表(1)の5級」を「行政職給料表(一)の4級」に改めるもので、「級」に関する改正は議案書第4号福生市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴うものでございます。

次に、附則でございますが、この条例は平成19年4月1日から施行いたそうとするものでございます。

経過措置といたしまして、現に在職する収入役は、その任期中に限り、なお従前の例により在職するものとしております。

また、前項の場合において、この条例による改正後の福生市職員の旅費に関する条例の第1条、別表第1及び別表第2の規定は適用せず、この条例による改正前の福生市職員の旅費に関する条例、旧条例の第1条、別表第1及び別表第2の規定は、なおその効力を有することとし、この場合において旧条例別表第1及び別表第2中の「助役」は「副市長」とし、「行政職給料表(1)」とあるのは「行政職給料表(一)」と、「6級以上」は「5級以上」に、「5級以下」は「4級以下」に、「行政職給料表(2)」は「行政職給料表(二)」に、「行政職給料表(1)の5級」は「行政職給料表(一)の4級」に読み変えることとしています。

以上、御審議を賜りまして、原案どおり御決定くださいますようお願い申し上げます、説明とさせていただきます。

○議長(石川和夫君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石川和夫君) 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第5号は、総務文教委員会に付託いたします。

~~~~~

○議長(石川和夫君) 日程第6、議案第6号、福生市育英資金支給条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を願います。

(教育次長 吉野栄喜君登壇)

○教育次長(吉野栄喜君) 御指名をいただきましたので、議案第6号、福生市育英資金支給条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びに改正内容につきまして、御説明申し上げます。

最初に、提案理由でございますが、育英資金の額につきまして、市規則に委任するとともに、規定を整備いたそうとするものでございます。

次に、改正内容でございますが、例規集の1206ページをごらんいただきたいと存じます。本条例は、高等学校、または高等専門学校の在学者のうち、必要と認める者に対しまして就学に要する費用を支給し、有用な人材を育成することを目的としております。

第2条では、受給資格の要件を定めておりますが、第1号では「住所を有する者」を「住所を有する独立の生計を営む保護者」とし、第2号では「経済的な理由」を「家庭の経済的な理由」に改め、第4号では「同種の育英資金」を「この条例による育英資金と同趣旨の資金」とし、第6号では「世帯主」を「保護者」に改めるものでございます。

この条例の趣旨は、受給資格者の経済的な理由により勉学の機会を逸することのないようにしようとするものでございますが、第2条でその受給者の経済的な支援者は保護者であることを明記するとともに、1年以上福生市に親子ともども住んでいる家庭が経済的に困窮している場合等に、その子どもの高校等の授業料の一部を支給しようとするものでございます。

次に、第6条では支給の額を定めておりますが、今までは条例の中で月単位での支給金額を定めておりましたものを、「毎年度予算の範囲内」とし、「市規則で定める額」といたそうとするものでございます。

なお、附則といたしまして、施行日を平成19年4月1日とし、第2条の改正規定につきましては公布の日といたそうとするものでございます。

以上、御審議を賜りまして、原案どおり御決定くださいますようお願い申し上げます、説明とさせていただきます。

○議長（石川和夫君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

○5番（大野聰君） 1点だけ教えていただきたいのですが、6条の関係ですけれども、今回、条例の中の具体的な金額を規則にゆだねるという形になっているのですが、予算の範囲でという御説明がありましたけれども、要するに条例で定めなければ以下、条例で定めているものを市規則にゆだねることについての具体的な理由というか、具体的には今までこの額でやっていらっしゃったわけでしょうけれども、どうして規則にゆだねることにしたのか、その辺についてだけ教えてください。

○教育次長（吉野栄喜君） 今まで条例で金額を定めておまして、金額につきましては都立高校の授業料相当額で条例上、金額を定めておりましたが、高校の授業料が変わるたびに条例の一部改正をお願いしているという状況の中で、金額がただ変わるたびにやっていたので、それを市規則の中で定めようとするということでございます。

○議長（石川和夫君） よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

○22番（小野沢久君） これは今までつくってからずっといろいろ利用してきていただいて、いい施策だったと思うのですが、ここへ来て変えなければいけないという根拠、今のは、何か不都合が起きてこういうことにしたのかどうか。もらう方の立場からしてみるとどういった変化が起きてくるのか、その2点を説明していただきたいと思います。

○教育次長（吉野栄喜君） 今の御質問でございますが、保護者であることを明記するというそういう意味も含めてでございますでしょうか。今までの条例の中では受給資格を持っている子どもさんですが、受給資格者の経済的な理由というのが保護者という

ところが明確ではございませんでした。今、いろいろ想定できる問題がございまして、例えば、住民票上だけではなかなか把握しきれない部分が最近出てまいりまして、想定されますのは例えばひとり親家庭で、そのひとり親が収入がなく、子どもにとりましてはおじいちゃん、おばあちゃんのところに同居しているというような場合、そのおじいちゃん、おばあちゃんに相当の資力があるというような場合もございます。そういう場合にも住民票上ですと保護者の収入がないという形で出てきますので、この条例の趣旨といたしましては広く、真に経済的に困窮する方に支給をするというのが趣旨でございますので、そういう意味では保護者というところを今回明記したというそういうような事情がございます。

○議長（石川和夫君） よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川和夫君） なければ、以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第6号は、総務文教委員会に付託いたします。

~~~~~

○議長（石川和夫君） 日程第7、議案第7号、福生市国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を願います。

（市民部長 石川弘君登壇）

○市民部長（石川弘君） 御指名をいただきましたので、議案第7号、福生市国民健康保険条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びにその改正内容につきまして、御説明申し上げます。

初めに、提案理由でございしますが、国では保険医療を取り巻く環境の変化等を踏まえ、これまでの感染症の予防に関する施策を抜本的に見直し、総合的な感染症予防対策を推進するため、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律が平成18年12月8日公布されたことにより、結核予防法は廃止となり、法律名が変わったところでございます。

結核予防法において規定されていた結核患者の医療にかかわる規定は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に盛り込まれ条文整備されたことにより、福生市国民健康保険条例の一部を改正する必要が生じたため、提案させていただくものでございます。

それでは、改正の内容について御説明をさせていただきます。例規集は1797ページでございます。

福生市国民健康保険条例第8条第1項中、「結核予防法（昭和26年法律第96号）第34条第1項（同法第67条の規定により、読み替えられる場合を含む。以下同じ）」を改正後、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第37条の2第1項（同法第64条第1項の規定により、読み替えられる場合を含む）」に改めようとするものでございます。また、「。以下「申請年度」という。」を削除し、また「所得割を除く。以下同じ」を「所得割を除く」に改め、条文

整備をしようとするものでございます。

これら法律名、条文整備の改正により、公費等の給付割合及び国保における医療給付、手続等については変更等ございません。

次に、附則でございますが、第1項は、この条例の施行日を定めたもので、この条例は平成19年4月1日としようとするものでございます。

次に、第2項では経過措置を定めたもので、この条例による改正後の規定は、施行期日以後に行われる医療に関する給付を受ける場合について適用し、施行日以前に行われた医療に関する給付については、なお従前の例によるものでございます。

以上でございますが、御審議を賜りまして原案のとおり御決定いただきますようお願いを申し上げます、説明とさせていただきます。

○議長（石川和夫君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川和夫君） 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第7号は、市民厚生委員会に付託いたします。

~~~~~

○議長（石川和夫君） 日程第8、議案第8号、福生市予防接種健康被害調査委員会条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を願います。

（福祉部長 星野恭一郎君登壇）

○福祉部長（星野恭一郎君） 御指名をいただきまして、議案第8号、福生市予防接種健康被害調査委員会条例の一部を改正する条例の提案理由並びにその内容につきまして説明申し上げます。なお、例規集は1841ページでございます。

初めに、提案理由でございますが、ただいまの議案第7号でもございましたように感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律が平成18年12月8日に公布され、同法附則第2条の規定により結核予防法が平成19年4月1日をもって廃止されることになりました。このため、本条例の規定を整備する必要が生じたので、その改正をお願いするものでございます。

なお、結核につきましては同法第2条の規定により予防接種法第2条第2項のその発生及び蔓延を予防することを目的として予防接種を行う疾病、いわゆる1類疾病に加えられ、平成19年4月1日以降は、予防接種法に基づく予防接種となるものでございます。

次に、条例の改正内容でございますが、今回の結核予防法の廃止に伴いまして、予防接種健康被害調査委員会の設置について規定しております第1条中「及び結核予防法（昭和26年法律第96号）」を削除いたそうとするものでございます。

最後に、附則でございますが、この条例は平成19年4月1日から施行いたそうとするものでございます。

以上でございますが、御審議を賜りまして原案のとおり御決定くださいますようお願い申し上げます、説明とさせていただきます。

○議長（石川和夫君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川和夫君） 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第8号は、市民厚生委員会に付託いたします。

~~~~~

○議長（石川和夫君） 日程第9、議案第9号、福生市営住宅条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を願います。

（総務部長 田辺恒久君登壇）

○総務部長（田辺恒久君） 御指名をいただきましたので、議案第9号、福生市営住宅条例の一部を改正する条例の提案理由並びにその内容につきまして説明を申し上げます。例規集は2005ページでございます。

提案理由でございますが、第一市営住宅臨時駐車場は、転居等により取り壊した木造の市営住宅用地を利用しておりました、既に取り壊した住宅用地に、新たに5台分の駐車場が確保されたことにより、条例を改正しようとするものでございます。

それでは、改正内容について説明させていただきます。別表第2の改正でございます。例規集は2020ページになります。別表第2の2行目、第一市営住宅臨時駐車場の駐車台数を「26台」から「31台」に改めようとするものでございます。これにより市営住宅用の駐車場は71台から76台となります。

最後に、附則でございますが、本条例は平成19年4月1日から施行しようとするものでございます。

以上、御審議を賜りまして、原案どおり御決定くださいますようお願い申し上げます。説明とさせていただきます。

○議長（石川和夫君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川和夫君） 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第9号は、総務文教委員会に付託いたします。

~~~~~

○議長（石川和夫君） 日程第10、議案第10号、福生市下水道条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を願います。

（都市建設部長 清水喜久夫君登壇）

○都市建設部長（清水喜久夫君） 御指名をいただきましたので、議案第10号、福生市下水道条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びにその内容につきまして、御説明させていただきます。なお、例規集は2070ページからでございます。ごらんいただきたいと思います。

初めに、この条例の一部改正の経過であります。条例の根拠法であります下水道

法施行令が平成18年12月1日に改正され、特定事業所が排出する亜鉛の排水基準が1リットル当たり5ミリグラムから2ミリグラムに強化されました。この改正により、条例では1日の特定事業所からの下水の排出量が50ミリ立方メートル以上の特定事業所の排水基準は下水道法で規制されておりますが、1日の排出量が50ミリ立方メートル未満の特定事業所等は、下水道法の基準に準じて条例で定めることができるとされておりますので、本条例における亜鉛の排出基準も下水道法施行令にあわせ、1リットル当たり5ミリグラムから2ミリグラムに改正するものでございます。

提案理由でございますが、下水道法施行令の一部を改正する政令の施行に伴いまして、亜鉛及びその化合物に関する排出基準について規定を整備するとともに、用語の整理をしたいので、本条例を改正するものでございます。

それでは、条例の改正内容につきまして説明させていただきます。条例第2条から第9条までは用語の整理でございます。

次に、条例第11条の下水の排除の制限は、下水道法第12条及び12条の11のタイトルが除外施設の設置等であるため変更するものであります。また、下水道法第12条に基づく使用者と、下水道法第12条の11に基づく使用者を明確にするため、下水道法第12条に基づく使用者を新たに11条とし、下水道法12条の11に基づく使用者を、従来の11条を11条の2とするものであります。

また、これに伴いまして第11条の規制の対象を新たに別表第1とし、追加し、従来の別表第1を別表第1の2とし、公共下水道に排除するときには除外施設を設け、また、必要な措置をし、基準に適合する水質の下水にして排除しなければならないとするものでございます。

次に、特定事業所から排除される下水の水質基準の第12条で、第3項第1号中「第1項第1号から第4号まで又は前項各号」を「別表第3の1の項から4の項までの左欄又は別表第4の左欄」に改め、同項第2号中「第1項第5号又は第6号」を「別表第3の5の項又は6の項の左欄」に改めるものであります。

次に、改善命令等の第16条中は「第11条第1項」を「第11条又は第11条の2第1項」に、別表第1中「(第11条関係)」を「(第11条の2関係)」に改め、同表29の項中「5ミリグラム」を「2ミリグラム」に改めるものであります。主に、この改正が主になっているところでございます。又、同表41の項は条例第11条の制限であるので削除し、同表の備考欄に「27の項、30の項、31の項及び36の項から40の項までの規定は、1日当たりの下水の平均的な排出量が50立方メートル未満の使用者については、適用しない」旨を加えようとするものでございます。

また、「別表第1」を「別表第1の2」とし、附則の次に次の1表を加えるということで、別表第2中「(第11条関係)」を「(第11条の2関係)」に改め、同表の備考欄に「この表の3の項及び4の項の規定は、1日当たりの下水の平均的な排出量が50立方メートル未満の使用者については、適用しない」旨を追加するものであり、附則といたしまして、本条例の施行期日は平成19年4月1日から施行いたそうとするものでございます。

また、経過措置といたしまして、下水道法施行令第9条の4第5項の規定で、特定

事業所から排除される下水が除外施設を使用せず、直接排除される場合で、これが適用されるときは新条例別表第1の2の規定にかかわらず、同項の規定による水質の基準とするものでございます。

また、これによりまして福生市での影響でございますが、現在50カ所の特定事業所、大手の印刷工場や造り酒屋さん等を含めて50カ所あるわけでございますが、ここから排出されている亜鉛及びその化合物の数値基準は、改正後の新条例で1リットル当たり2ミリグラムになったといたしましても、定量下限値未満でありますので、特に影響はございません。

以上でございますが、御審議を賜りまして、原案どおり御決定くださいますようお願い申し上げます、説明とさせていただきます。

○議長（石川和夫君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川和夫君） 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第10号は、建設環境委員会に付託いたします。

~~~~~

○議長（石川和夫君） 11時10分まで休憩いたします。

午前11時2分 休憩

~~~~~

午前11時10分 開議

○議長（石川和夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第11、議案第11号、福生市消防団に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を願います。

（総務部長 田辺恒久君登壇）

○総務部長（田辺恒久君） 御指名をいただきましたので、議案第11号、福生市消防団に関する条例の一部を改正する条例の提案理由並びにその内容につきまして、説明申し上げます。例規集は2172ページでございます。

提案理由でございますが、消防組織法が改正されたことに伴いまして規定を整備するとともに、用語の整理をいたそうとするものでございます。

消防組織法がそれまでの条の中で項立てとなっていたものが、条に整理されたことに伴う条ずれでございます。内容につきまして説明させていただきます。

第1条中「第15条第1項、第15条の2第2項及び第15条の6第1項」とあるものを「第18条第1項、第19条第2項及び第23条第1項」と改めようとするものでございます。

また、第5条中の「一に」を「いずれかに」に、第10条第1項中も第5条と同様に用語の整理をいたそうとするものでございます。

最後に附則といたしまして、本条例は公布の日から施行しようとするものでございます。

以上、御審議を賜りまして、原案どおり御決定くださいますようお願い申し上げます。説明とさせていただきます。

○議長（石川和夫君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川和夫君） 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第11号は、総務文教委員会に付託いたします。

~~~~~

○議長（石川和夫君） 日程第12、議案第12号、福生市副市長の定数を定める条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を願います。

（総務部長 田辺恒久君登壇）

○総務部長（田辺恒久君） 御指名をいただきましたので、議案第12号、福生市副市長の定数を定める条例の提案理由並びにその内容につきまして説明を申し上げます。

提案理由でございますが、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、副市長の定数を定めたいので、本条例を制定いたそうとするものでございます。

それでは、改正の内容につきまして説明を申し上げます。地方自治法の一部改正により助役を副市長にするとともに、定数を条例で定めることとされました。このことによりまして、本条例の制定をお願いいたそうとするものでございます。

それでは、条文の内容でございますが、第1条は目的でございます。地方自治法第161条第2項の規定に基づき、副市長の定数を定めることとしています。

第2条は定数でございます。副市長の定数は1人といたそうとするものでございます。

次に、附則でございますが、この条例は、平成19年4月1日から施行いたそうとするものでございます。

以上、御審議を賜りまして、原案どおり御決定くださいますようお願い申し上げます。説明とさせていただきます。

○議長（石川和夫君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川和夫君） 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第12号は、総務文教委員会に付託いたします。

~~~~~

○議長（石川和夫君） 日程第13、議案第13号、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を願います。

（総務部長 田辺恒久君登壇）

○総務部長（田辺恒久君） 御指名をいただきましたので、議案第13号、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の提案理由並びに

その内容につきまして説明を申し上げます。

提案理由でございますが、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、関係する条例の規定を整備するとともに、用語の整理をいたそうとするものでございます。なお、この条例は地方自治法の影響を受ける条例を、同一の改正趣旨ということで一つの条例で改正をしようとするものでございます。

それでは、それぞれの条例の一部改正の内容につきまして説明を申し上げます。

第1条、福生市表彰条例の一部改正でございますが、例規集は22ページでございます。第3条第1項第2号中「、助役、収入役」を「、副市長」に、同条第2項ただし書中「基準」を「、基準」に改めるものでございます。第4条中「一に」を「いずれかに」、同条第3号中「寄付」を「寄附」に、また第5条中「一に」を「いずれかに」に改めるものでございます。

次に、第2条福生市監査委員条例の一部改正でございますが、例規集は120ページでございます。監査委員の定数は地方自治法195条が改正され、市においては2人と定められたことにより、条例による規定は不要とされたことにより、第2条を削除するものでございます。

次に、第3条福生市職員定数条例の一部改正でございますが、例規集は459ページでございます。第1条中「助役、収入役」を「副市長」に、「雇傭」を「雇用」に改めるものでございます。

次に、第4条福生市特別職報酬等審議会条例の一部改正でございますが、例規集は567ページでございます。第1条中「、助役、収入役」を「、副市長」に、第4条第3項中「、又は」を「又は」に、「、会長」を「会長」に改めるものでございます。

次に、第5条福生市税賦課徴収条例の一部改正でございますが、例規集は865ページでございます。第2条第1号中「市吏員」を「市職員」に改めるもので、地方自治法の改正に基づき吏員制度が廃止されたことによりまして、改正をいたすものでございます。

次に、附則でございますが、第1項は施行期日を規定し、この条例は平成19年4月1日から施行いたそうとするものでございます。

第2項は、経過措置といたしまして、現に在職する収入役はその任期中に限り、なお従前の例により在職するものとしております。これは、地方自治法を改正する法律の附則第3条により、平成19年4月1日に、現にある収入役はその任期に限り在職することと規定されており、それに倣い規定するものでございます。

また、第3項は前項の場合において、この条例による改正後の福生市表彰条例第3条第1項第2号、福生市職員定数条例第1条及び福生市特別職報酬等審議会条例第1条の規定は適用せず、この条例による改正前の福生市表彰条例第3条第1項第2号、福生市職員定数条例第1条及び福生市特別職報酬等審議会条例第1条の規定は、なおその効力を有することとし、この場合において、改正前の福生市表彰条例第3条第1項第2号及び福生市特別職報酬等審議会条例第1条中「助役」とありますのは「副市長」とし、改正前の福生市職員定数条例第1条中「助役」は「副市長」に、「雇傭」は「雇用」に読みかえることとしております。

第4項は、この条例による改正後の福生市表彰条例第3条、これは自治功労表彰の資格を規定しておりますが、その規定の適用に当たっては地方自治法の一部を改正する法律附則第1条本文に規定する施行日、平成19年4月1日前に選任された助役、または収入役の在職した期間については同条例第3条第1項第2号に規定するものとして在職した期間とみなすこととしています。

以上、御審議を賜りまして原案どおり御決定くださいますようお願い申し上げます、説明とさせていただきます。

○議長（石川和夫君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川和夫君） 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第13号は、総務文教委員会に付託いたします。

~~~~~

○議長（石川和夫君） 日程第14、議案第14号、福生市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を願います。

（福祉部長 星野恭一郎君登壇）

○福祉部長（星野恭一郎君） 御指名をいただきまして、議案第14号、福生市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例につきまして説明申し上げます。

初めに、提案理由でございますが、小中学校の学齢期は人間形成の核となる重要な時期でありますことから、子育て支援の一環として義務教育就学期の児童に要する医療費の一部を助成し、保護者負担の軽減を図る新たな医療費助成制度を創設するため、本条例を制定いたそうとするものでございます。

次に、条例の内容でございますが、第1条は目的規定でございますが、義務教育就学期の児童を養育している者に対し、児童に係る医療費の一部を助成し、児童の保健向上と健全育成を図り、子育て支援に資することを目的といたすものでございます。

第2条は、定義規定でございますが、第1項では「児童」とは6歳に達する日以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者とし、いわゆる小学校1年生から中学校3年生までとするものでございます。また、第2項から第4項までは児童を養育している者等について定めております。

次に、第3条は医療費の助成を受けることができる者、いわゆる対象者についての規定でございますが、第1項では対象者を市内に住所を有する児童を養育している者で、国民健康保険法などの法令により医療給付が行われるものとする旨を、また、第2項は生活保護法による保護を受けている者等については対象者とししない旨を定めるものでございます。

第4条は、所得制限についての規定でございますが、第1項では対象者の所得が規則で定める額以上である場合は対象者とししない旨を、また、第2項では所得の範囲及び額の計算方法については規則で定めようとするものでございます。なお、この所得制限額につきましては、現行の児童手当の所得制限額に準拠するものとなっております。

す。

第5条は、医療証の交付についての規定でございますが、医療費の助成を受けようとする者は市長に申請し、医療証の交付を受けなければならない旨を定めております。

次に、第6条は医療費助成の範囲についての規定でございますが、第1項では市が助成する額は国民健康保険やその他の社会保険による自己負担額から、医療費の100分の20に相当する額を控除した額を助成する旨を定めておりまして、これはいわゆる自己負担分3割のうち、その3分の1の1割分を助成するものでございます。

第2項では、高額療養費については高額療養費算定基準額の3分の2の額を控除した額を助成する旨を、また、第3項は他の法令による医療給付を受けることができる場合は、第2項の助成はその給付の限度において行わない旨を定めるものでございます。

次に、第7条は医療費の助成方法についての規定でございますが、医療費の助成は原則として市が助成する額を病院等の医療機関に直接支払うことにより行う旨を定めておりまして、いわゆる対象者には現物給付とするものでございます。

第8条は、対象者負担額、いわゆる自己負担2割分等の支払い方法、次の第9条では申請事項に変更があった場合の届け出義務を、また、第10条は医療費助成を受ける権利の譲渡、または担保の禁止を、さらに第11条では偽りその他不正行為により医療費助成を受けた場合の助成費の返還をそれぞれ規定いたしております。

次に、第12条は委任規定でございますが、この条例の施行について必要な事項は規則で定めようとするものでございます。

最後に、附則でございますが、この条例は平成19年10月1日から施行いたそうとするものでございます。

以上でございますが、御審議を賜りまして原案のとおり御決定くださいますようお願い申し上げます。説明とさせていただきます。

○議長（石川和夫君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより、本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川和夫君） 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第14号は、市民厚生委員会に付託いたします。

~~~~~

○議長（石川和夫君） 日程第15、議案第15号、東京都市町村職員退職手当組合規約の変更についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を願います。

（総務部長 田辺恒久君登壇）

○総務部長（田辺恒久君） 御指名をいただきましたので、議案第15号、東京都市町村職員退職手当組合規約の変更について、提案理由並びにその内容につきまして説明を申し上げます。例規集では2245ページでございます。

提案理由でございますが、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、規約の一部を変更いたしたいので、地方自治法第290条の規定により議会の議決をお願い

いたすものでございます。

それでは、改正内容につきまして説明を申し上げます。規約第9条の見出し「(管理者、副管理者及び収入役)」を「(管理者、副管理者及び会計管理者)」に改めますとともに、同条第5項についても組合に会計管理者を置き、管理者が任免することとしています。

次に、附則といたしまして、この規約は東京都知事の許可のあった日から施行し、平成19年4月1日から適用するものでございます。

以上、御審議を賜りまして原案どおり御決定くださいますようお願い申し上げます、説明とさせていただきます。

○議長(石川和夫君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより、本案に対する質疑を行います。

○22番(小野沢久君) 改正の内容ではないのですが、この組合の中で市長さんの退職金が高いとが、あるいは職員の退職手当の月数を少し下げようとかという話は全く出ていませんか。

これには市長さんが出られるわけですけれども、以前はずっと前になりますが、職員の退職手当が随分高い時期に、要するに秋川市の白井市長さんが会長さんのときに直訴したことがあるのですが、現状はそんな動きがあるのかなのかということだけお尋ねします。

○総務部長(田辺恒久君) 特にそのような話はございません。以上でございます。

○議長(石川和夫君) よろしいですか。「はい」と呼ぶ者あり)

ほかにございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石川和夫君) 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第15号は、委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石川和夫君) 御異議なしと認めます。よって、議案第15号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより議案第15号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石川和夫君) 御異議なしと認めます。よって議案第15号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長(石川和夫君) 日程第16、議案第16号、東京都市町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を願います。

(総務部長 田辺恒久君登壇)

○総務部長（田辺恒久君） 議案第16号、東京都市町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について、提案理由並びにその内容につきまして説明を申し上げます。例規集は2290ページでございます。

提案理由でございますが、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、規約の一部を変更いたしたいので、地方自治法第290条の規定により議会の議決をお願いいたしますのでございます。

改正内容につきまして説明を申し上げます。規約第9条の見出し「(管理者、副管理者及び収入役)」を「(管理者、副管理者及び会計管理者)」に改めますとともに、同条第5項についても組合に会計管理者を置き、管理者が任命をすることとしています。

次に、附則といたしまして、この規約は、東京都知事の許可のあった日から施行し、平成19年4月1日から適用するものでございます。

以上、御審議を賜りまして原案どおり御決定くださいますようお願い申し上げます、説明とさせていただきます。

○議長（石川和夫君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより、本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川和夫君） 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第16号は、委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川和夫君） 御異議なしと認めます。よって、議案第16号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより議案第16号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川和夫君） 御異議なしと認めます。よって議案第16号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（石川和夫君） 日程第17、議案第17号、東京市町村総合事務組合規約の変更についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を願います。

（総務部長 田辺恒久君登壇）

○総務部長（田辺恒久君） 御指名をいただきましたので、議案第17号、東京市町村総合事務組合規約の変更について、提案理由並びにその内容につきまして説明を申し上げます。例規集は2294ページでございます。

提案理由でございますが、消防組織法の一部を改正する法律及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、規約の一部を変更いたしたいので、地方自治法第290条の規定により、議会の議決をお願いいたしますのでございます。

改正内容につきまして、説明を申し上げます。規約第3条第1号ア中「第15条の7」を「第24条」に、また、同条第2号中「第15条の8」を「第25条」に改めようとするものでございます。これは、消防組織法の改正に基づくもので、いずれも組合の共同処理をする事務のうち、非常勤の消防団員損害賠償及び退職報償金にかかる事務でございまして、この法律改正により改正いたす内容はございません。

規約第10条第1項中「収入役」を「会計管理者」に、同条第4項中「管理者、副管理者及び収入役」を「管理者及び副管理者」に改めますとともに、同条第3項についても会計管理者は管理者が任免をすることとしています。

また、第11条第2項中「吏員」を「職員」に改めるものでございます。

次に、附則といたしまして、この規約は東京都知事の許可のあった日から施行するものでございます。

また、この規約の施行の際、現に在職する収入役は、その任期中に限り、なお従前の例により在職するものとし、この場合における改正後の規約のうち会計管理者に係わる規定は適用せず、改正前の規約第10条の規定はその効力を有するとしております。

以上、御審議を賜りまして原案どおり御決定くださいますようお願い申し上げます。説明とさせていただきます。

○議長（石川和夫君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより、本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川和夫君） 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第17号は、委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川和夫君） 御異議なしと認めます。よって、議案第17号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより議案第17号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川和夫君） 御異議なしと認めます。よって議案第17号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（石川和夫君） 日程第18、議案第18号、瑞穂斎場組合規約の変更についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を願います。

（市民部長 石川弘君登壇）

○市民部長（石川弘君） 御指名をいただきましたので、議案第18号、瑞穂斎場組合規約の変更につきまして、提案理由並びにその改正内容につきまして御説明申し上げ

げます。例規集は2298ページでございます。

提案理由でございますが、先ほどの議案第10号、16、17号と同様に、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、本規約の一部を変更する必要が生じたので、地方自治法第290条の規定によりまして、議会の議決をお願いいたそうとするものでございます。

それでは、改正の内容でございますが、第10条中「収入役1人、監査委員」を「監査委員」に改めようとするものでございます。

次に、第12条は「組合の収入役は、管理者の属する組合市町の収入役をこれに充てる」を「組合に会計管理者1人を置き、管理者が任免する」に改めようとするものでございます。

附則といたしまして、第1項は、この規約は総務大臣の許可のあった日から施行し、平成19年4月1日から適用するものでございます。

第2項は、この規約の施行の際、現に在職する収入役は、その任期中に限り、なお従前の例により在職するものとし、改正前の規約第10条及び第12条の規定は、なおその効力を有するとするものでございます。

以上でございますが、御審議賜りまして原案のとおり御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（石川和夫君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより、本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川和夫君） 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第18号は、委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川和夫君） 御異議なしと認めます。よって、議案第18号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより議案第18号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川和夫君） 御異議なしと認めます。よって議案第18号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（石川和夫君） 日程第19、議案第19号、西多摩衛生組合規約の変更についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を願います。

（生活環境部長 吉沢英治君登壇）

○生活環境部長（吉沢英治君） 御指名をいただきましたので、議案第19号、西多摩衛生組合規約の変更について、提案理由並びにその内容につきまして説明申し上げます。

ます。例規集では2308ページでございます。

提案理由でございますが、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、助役及び収入役の廃止並びに会計管理者について規定する必要があるため、規約の一部を変更いたしたいので、地方自治法第290条の規定により、議会の議決をお願いいたしますものでございます。

それでは、改正内容につきまして、説明を申し上げます。規約第9条の3に、組合に助役を1人置く等を規定しておりますが、この規定を削除いたすもので、これは平成9年に発生しました汚職事件に端を発し、その後の正副管理者会議を経て、助役の規定が定められております。その後、平成11年の第1回組合議会定例会に助役の選任が上程されましたが、もう少し検討を要するということで継続審議となり、現在に到っております。この間、西多摩衛生組合の組織及び事務体制の改善に関する計画の中で組合の執行体制、財務事務の改善、また予算事務、契約事務の改善等の計画により既に細部につきまして改善がされ、環境の整備がなされていることから助役の規定を削除いたすものでございます。

次に、規約第10条の見出しを「収入役」から「会計管理者」に、第1項を「組合に会計管理者1人を置き、管理者が任免する」に改め、第2項、第3項の収入役の規定を削除するものでございます。

次に、規約第11条の見出しを「職員」から「事務局」に改め、第1項を「組合に事務局を置く」に、第2項を、「事務局に必要な職員を置き、管理者が任免する」に改めるものでございます。これは、実情に沿った内容に変更いたすものでございます。

次に、附則といたしまして第1項では、この規約は東京都知事の許可のあった日から施行し、平成19年4月1日から適用するものとし、第2項では、この規約の施行の際、現に在職する収入役は、その任期中に限りなお従前の例により在職するものとし、第10条は適用しないものとしたすものでございます。

以上、御審議を賜りまして原案どおり御決定くださいますようお願い申し上げます、説明といたします。

○議長（石川和夫君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

○21番（遠藤洋一君） 改正の内容についての疑義は全くないのですが、部長の説明で平成8年か9年に「汚職事件に端を発して」というような表現があったのですけれども、そういうようなことがなければ、こういう改正はなかったというふうに理解をしてよろしいのかということが一つ。

それでは、この事件の、この変更になった、端を発した汚職事件というのはどのようなものであったかということについて、ざっと概略説明を願いたいと思います。

○議長（石川和夫君） 午後1時まで休憩をいたします。

午前11時46分 休憩

~~~~~

午後1時 開議

○議長（石川和夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○生活環境部長（吉沢英治君） それでは、お時間をいただきまして大変恐縮でございます。

西多摩衛生組合の汚職事件の、まず経過でございますけれども、これにつきまして、新ごみ処理施設建設事業に際しまして、建設用地に存在する産業廃棄物の処分業務委託について、平成4年及び平成5年の産業廃棄物処理業務委託にかかわる贈収賄容疑で西多摩衛生組合の元局長及び関連いたします役員2名が平成9年4月に、また、元組合議員3名が平成9年5月に逮捕されたという事件でございます。

それから、助役の関係でございますけれども、先ほど提案理由の中で御説明申し上げましたけれども、少し詳細にわたりまして答弁をさせていただきたいと思っております。

まず、西多摩衛生組合同規約の助役の規定を定めました経緯でございますけれども、これは平成9年の事件からでございますけれども、その後でございますけれども4回の正副管理者会議が開催されまして、この会議に、先ほど申し上げましたけれども、西多摩衛生組合の組織及び事務体制の改善に関する計画書が提出されました。この中におきまして助役を設置する旨が、了解がされております。

当時の状況でございますけれども、正管理者が不在でございますまして、職務代理者でありました副管理者が正管理者に就任するに当たりまして、助役制度を確立していただきたいという意見もございまして、規約に助役の規定が定められところでございます。

それから、今回これを廃止するわけでございますけれども、一つにつきましては先ほど提案理由の方で申し上げましたけれども、1度、選任同意が提案されて継続審議となり、その後、助役の選任が新たに提出されていないというのが一つでございます。

それから、さまざまな改善計画の中で改善が図れ、環境の整備ができたというところから助役の規定を削除するものでございます。以上でございます。よろしく願いいたします。

○21番（遠藤洋一君） 事務的な経過についてはわかりましたけれども、この一部事務組合、もちろん我が市もその構成員の一員でありまして、あたかも部長は客観的に職員が平成4年、5年のところで逮捕、平成9年には3名の議員がというふうに淡々とおっしゃいましたけれども、これは我が議会にとっては大事件でありまして、3名のうち我が市、恥ずかしながら我が議会からは逮捕者が出ているというふうに認識をしてよろしいのですね。そこのところをはっきりさせてください。

何か「3名」というと、どこか知らない、青梅市と羽村市とどっかから3名と言って、「わしらは知らぬぜ」とこういう話ではないわけで、その後、やはり私たちの議会としても反省をし、綱紀の肅正に今までせっかく努めてきたのですから、そこのところをはっきりさせていただきたいと思っております。

○生活環境部長（吉沢英治君） 残念ながら福生市議会、元議員2名が含まれております。2名が逮捕されております。

○21番（遠藤洋一君） わかりました。逮捕というか、問題は逮捕だけではないですね。裁判が行われて、逮捕、有罪、確定、それで辞職というところがあったわけで、そこのところは今後も——確かに恥ずかしい部分ではありますけれども、議会なり、

あるいは福生市の正史の中できちんとした形で書き残していく。あるいはきちんと伝えていくということにして、議員の姿勢とか議員の倫理的な態度であるとか、そういうところを常に自戒を私たちもしなければいけないわけですし、それは職員についても御同様だと思いますので、そのところは余り客観的に「3名の」とか、あるいは「2名の逮捕」とかという形ではなくて、きちんと「2名が逮捕され、裁判の結果、有罪である」と、これは非常に重要です。「有罪である」というようなことを受けてしまったと、非常にこれはもうぎんきに耐えないというふうに思いますけれども、そのような形で残していただきたいと申しますし、そのことが、直接今回の条例改正とは離れているかもしれませんが、最初の部長の説明でそのようなことがありましたので伺った次第で、私たちとしても思い返して、このようなことがないようにというふうには決意をしておりますし、ぜひ、理事者側におかれましてこのことを胆に据えて、わずか10年も立たない前のことですので、ぜひぜひ伝えていただきたい。

あるいは、これから管理職になってくる若い職員の皆さんにも伝えていただきたいというふうに申しますし、ややもすればこうした汚職事件は遠くに置いておきたいものですし、それから、言えば本会議、我が市議会ではなくて一部事務組合議会で行われて、あたかも他人事のようなのですが、しかし私たちも構成議会の一員として十分に、十分以上に自重しなければいけないというところを、ぜひ、助役も含めて今後の若い職員、あるいは管理職の方々にも研修していただきたいということをお願い申し上げます、質問とかえます。

○議長（石川和夫君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川和夫君） 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第19号は、委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川和夫君） 御異議なしと認めます。よって、議案第19号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより議案第19号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川和夫君） 御異議なしと認めます。よって議案第19号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（石川和夫君） 日程第20、議案第20号、平成18年度福生市一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を願います。

（企画財政部長 野崎隆晴君登壇）

○企画財政部長（野崎隆晴君） 御指名をいただきまして、議案第20号、平成18

年度福生市一般会計補正予算（第4号）につきまして、提案理由並びにその内容について説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、年度末を迎えまして歳入歳出ともに事業費の精査等により額が確定したことに伴うものが多くなっておりますが、このほかの主なものといしましては、歳入では国庫負担金と都支出金に、国庫支出金と都支出金におきまして対象事業が支援費制度から障害者自立支援法へと移行したことに伴う歳入項目の所要の組み替え、それと、永田橋かけかえに伴う市所有地の土地売払収入の追加、それに財源補完等のための財政調整基金繰入金の追加、また、将来の財政負担軽減のための臨時財政対策債の減額などがございます。

一方、歳出では職員人件費全般にわたる所要の減額補正、それと勧奨退職等に伴う退職手当組合特別負担金の追加、それに保険給付費の増などに伴う国民健康保険特別会計繰出金の追加などがございます。

それでは、補正予算書に基づきましてその内容を説明させていただきます。恐れ入りますが、予算書の1ページをお開き願いたいと存じます。

まず、総則、歳入歳出予算の補正でございますが、第1条で既決予算に歳入歳出それぞれに1億5043万円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を219億7780万7000円と定めようとするものでございます。

次の第2項におきましては、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によることといたしております。

次に、第2条の地方債の補正につきましては、後ほど「第2表 地方債補正」のところで説明をさせていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、内容でございますが、恐れ入りますが、3ページをお願いいたします。第1表、歳入歳出予算補正につきまして説明申し上げます。

まず、歳入でございますが、第3款利子割交付金から第7款の自動車取得税交付金までの補正につきましては、東京都からの情報に基づきそれぞれ計上をさせていただいております。

第8款の国有提供施設等所在市町村助成交付金等につきましては、18年度の額が確定したことに伴う484万円の追加でございます。資産価額の改定などに伴うものでございます。

次の第10款、地方交付税は普通交付税2120万7000円の追加でございます。国の補正予算に伴う調整額の解除によるものでございます。

第13款使用料及び手数料につきましては、電力会社、ガス会社等からの減免申請に基づく道路占用料の減額、それに天候不順等に伴う市営プール等の体育施設使用料の減額でございます。

次に、第14款国庫支出金は2864万7000円の減額でございます。主な内容でございますが、障害者自立支援法に基づく国あるいは東京都の支出金につきましては、当初予算では支援費制度で計上しておりましたが、ここで障害者自立支援法に基づく歳入項目に、所要の組み替えを行っております。このことにより9月分までの額

が確定したことに伴う旧制度の負担金の減額、それに4月から対象事業が自立支援法に移行したことに伴う新制度の負担金の追加で、相殺をいたしまして第1項の国庫負担金では6948万3000円の追加でございます。

第2項国庫補助金は9813万円の減額でございます。このうち国庫負担金と同様に障害者自立支援法に基づく所要の組み替えに伴うものといたしますと、これを相殺いたしますと6580万1000円の減額となっております。また、この障害者自立支援法以外では、幼稚園就園奨励費補助金が対象件数の減に伴う減額、それに第四小学校防音機能復機事業補助金及び第三中学校校庭改良事業補助金が、契約差金等による減額、また、特定防衛施設周辺整備調整交付金が額の確定に伴う追加となっております。

次に、第15款都支出金は289万5000円の追加でございます。このうち第1項都負担金は国庫負担金と同様に、障害者自立支援法に基づく所要の組み替えにより5233万4000円の追加、それに第2項の都補助金におきましても、やはり自立支援法に基づく所要の組み替えを行っております、この自立支援法に基づくものは相殺で4117万5000円の減額でございます。また、この自立支援法以外では私立幼稚園等園児保護者負担軽減事業補助金が対象件数の減に伴う減額、それに防犯カメラの設置に伴う小中学校等防犯設備整備事業補助金で、上限額の設定により減額となっております。

第3項の委託金は、教育費委託金でございまして、6月補正で、歳入歳出同額で追加をいたしました地域行動連携推進事業委託金の減額によるものでございます。国や都を通じて新事業が委託される事業として補正予算を計上いたしました、謝礼等の経費が国から調査員に直接支払われ、市への委託金収入及びその支出が不要となったため減額をするものでございます。

次に、第16款財産収入の第1項財産運用収入は、各基金の運用利率の増に伴う追加、第2項の財産売払収入につきましては、廃道敷4カ所及び永田橋かけかえと都道拡幅に伴う市所有地の土地売払収入の追加でございます。

次に、第17款寄附金は、匿名の方からの68万円の寄附でございます。このうち50万円は子ども家庭支援センター遊具購入費への寄付金、18万円は育英資金運営費寄附金でございます。

続きまして、第18款繰入金につきましては、恐れ入りますが4ページをお願い申し上げます。これは基金繰入金1億6000万円の追加でございます。内訳といたしまして学校施設等整備基金繰入金で、第四小学校防音機能復旧事業費の減などに伴う3000万円の減額、それに財政調整基金繰入金で、1億9000万円の追加となっております。9月補正におきまして繰越金等で財源が確保できたことに伴い、今後の財政需要に備えるため、財政調整基金へ1億9000万円の積み立てを行いました、9月補正と同額の1億9000万円を繰り入れまして、今回の補正に伴う財源補完のために1億3000万円、また、将来の財政負担の軽減のために臨時財政対策債を6000万円減額いたしております。

次に、第20款の諸収入は、オータムジャンボ宝くじの収益金による新市町村振興

宝くじ助成金の追加、それに第16款の財産管理費とも関連しております永田橋かけかえと都の拡幅に伴う防災行政無線屋外子局等移設補償料の追加でございます。

続きまして、第21款市債は、先ほど第18款繰入金のところの説明をさせていただきましたが、将来の財政負担に備え、臨時財政対策債6000万円の減額、それと住民税等減税補てん債が額の確定に伴う減額でございます。

以上が歳入の補正内容でございます。

続きまして、5ページの歳出につきまして説明を申し上げます。なお、今回の補正におきましては提案理由のところでも申し上げましたが、全般にわたり職員人件費について所要の減額補正を行っておりまして、退職手当特別負担金を除いた人件費の合計では3148万5000円の減額となっております。この人件費以外の主なものを説明させていただきますと、第2款総務費の第1項総務管理費では、退職手当組合特別負担金が勧奨退職等12人分で7599万7000円の追加、それに対象件数の減に伴う私立幼稚園等園児保護者負担軽減事業費補助金の減額及び幼稚園就園奨励費補助金の減額等でございます。

第2項徴税費は、契約差金に伴う土地評価業務委託料の減額、それに第4項の選挙費は統一地方選挙の日程の確定に伴い、年度内執行が不要となったことに伴う市議会議員選挙広報印刷製本費の減額でございます。

次に、第3款民生費は1億9429万3000円の追加でございます。このうち第1項社会福祉費の主なものといたしましては、国民健康保険特別会計繰出金が保険給付費等の増に伴い2億434万円の追加でございます。なお、この繰出金の額は17年度決算における繰上充用分の精算相当額といたしております。

第2項児童福祉費の追加につきましては、寄附金による子ども家庭支援センターの備品購入費でございます。

次に、第4款衛生費の主なものといたしましては、福生病院組合建設費負担金が事業費見込額の精査に伴う減額、また、第8款土木費におきましては、第3項の都市計画費で下水道事業会計繰出金が事業費、職員人件費の減額等に伴い、1000万円の減額、それに第4項の住宅費は基金利子の増に伴う市営住宅等管理基金積立金の追加、また、第9款の消防費は永田橋かけかえと、都道拡幅に伴う防災行政無線屋外子局移設等工事の追加でございます。

次に、第10款教育費の第1項教育総務費は謝礼等の経費が国から直接調査員に支払われることになったことに伴う地域行動連携推進事業調査研究費の減額、それに基金利子の増に伴う学校施設等整備基金積立金の追加等でございます。

第2項小学校費は、契約差金に伴う第四小学校防音機能復旧（復機）事業費及び通級指導学級設置事業費の減額等でございます。第3項中学校費では、契約差金に伴う第三中学校校庭改良事業費の減額、第6項の保健体育費は、これも契約差金に伴う加美平野球場防球ネット改良事業費の減額及び中央体育館耐震補強等事業費の減額でございます。

次に、第12款諸支出金は、積立金利子の増に伴う都市施設整備基金積立金及び財政調整基金積立金の追加でございます。

第13款予備費、489万2000円の減額は、財源調整によるものでございます。

以上が、一般会計の補正内容でございます。補正額の合計1億5043万円の追加によりまして、総額を219億7780万7000円といたそうとするものでございます。

続きまして、恐れ入りますが次の6ページ、7ページをお願いを申し上げます。第2表、地方債補正につきまして説明を申し上げます。今回の地方債補正は変更でございます。歳入の市債のところでも説明をさせていただきましたが、住民税等減税補てん債につきましては、額の確定に伴い930万円を減額し、限度額を9200万円から8270万円にいたそうとするものでございます。また、臨時財政対策債は将来の財政負担軽減のため、6000万円を減額し、限度額を4億5000万円から3億9000万円にいたそうとするものでございます。なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては補正前と同様でございます。

以上、議案第20号、平成18年度福生市一般会計補正予算（第4号）につきまして提案理由並びにその内容の説明とさせていただきます。御審議を賜りまして、原案のとおり御決定くださいますようお願いを申し上げます。説明とさせていただきます。

○議長（石川和夫君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川和夫君） 以上で、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第20号は、総務文教、建設環境、市民厚生 of 3常任委員会に付託いたします。

~~~~~

○議長（石川和夫君） 日程第21、議案第21号、平成18年度福生市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を願います。

（市民部長 石川弘君登壇）

○市民部長（石川弘君） 御指名をいただきましたので、議案第21号、平成18年度福生市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきまして、提案理由並びにその内容につきまして御説明申し上げます。

大変厳しい国民健康保険事業運営が続いておりますが、今後、大勢の方の団塊世代の退職が始まり、少子高齢化がますます進展してまいります。このような状況の中で、国では急速に医療制度改革を進めており、平成20年度に向けた特定健診及び保健指導の実施、老人保健制度にかわる後期高齢者医療制度等々大幅な改革により今後の安心・信頼の医療体制の確保、医療費の適正化、抑制を図っていくためさまざまな施策を行っております。

そこで、今回の補正予算でございますが、歳入では国庫支出金のうち国庫負担金の療養給付費等負担金で既に国から示された交付決定額との差額の減額、療養給付費等負担金は退職医療交付金の増額見込みによる追加、また、一般会計からの繰入金の追

加が主な補正でございます。歳出におきましては、特に退職被保険者等医療給付費の増額が主なものとなっております。

それでは、補正予算の内容につきまして御説明申し上げます。恐れ入りますが、補正予算書の69ページをお開き願います。まず、総則でございますが、第1条第1項の歳入歳出予算の補正でございますが、既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ2億3954万7000円を追加いたしまして、歳入歳出総額を55億6724万8000円と定めようとするものでございます。

第2項は、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額につきまして、第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

続きまして、補正予算書の70ページをお開き願います。第1表歳入歳出予算補正でございます。1の歳入でございますが、まず、第2款国庫支出金1億2085万6000円の減額は、第1項国庫負担金において療養給付費等負担金で、療養給付費分及び老人保健拠出分で1億2335万6000円を減額しようとするものでございまして、これは当初予算計上後、年度途中で交付決定を受けております額と、予算額についての差額を、減額をさせていただくものでございます。

次の第2項は、財政調整交付金250万円の追加で、医療制度改革にかかわるものでございます。

次に、第3款第1項療養給付費等交付金は、1億7350万8000円の追加は、歳出における退職被保険者等療養給付費の増額に伴うものでございます。

次の第4款都支出金、第2項都補助金89万5000円の追加は、都補助金436万9000円の減額と財政調整交付金526万4000円の増額の相殺額でございます。

次に、第5款第1項共同事業交付金1834万円の減額は、高額医療費共同事業交付金1043万8000円の減額と、保険財政共同安定化事業交付金790万2000円の減額の合計額で、国民健康保険連合会から示された見込み額となっております。

次に、第6款繰入金、第1項他会計繰入金は、2億434万円の追加は平成17年度決算における繰上充用分として一般会計から繰り入れ、追加させていただこうとするものでございます。

以上、歳入合計といたしまして2億3954万7000円の追加をお願いいたしまして、歳入総額を55億6724万8000円といたそうとするものでございます。

続きまして、71ページをお願いいたします。歳出について御説明申し上げます。第1款総務費、第1項総務管理費におきましては420万円を追加いたそうとするもので、医療制度改革に伴う国民健康保険電算委託料で、18年度事業によるシステム改良分でございます。

第2款保険給付費の2億2579万円は、第1項療養諸費において一般被保険者療養給付費及び退職被保険者等療養給付費の伸びの追加が主なものでございます。次に、第2項の高額療養費1378万6000円の追加は、退職被保険者、一般被保険者における高額療養費に伸びが見込まれることによるものでございます。

次に、第6款第1項保険事業費526万4000円の追加は、20年度から義務づ

けられた特定健診、保健指導に伴うシステム開発を、全区市町村が国保連合会にお願いをする負担金の追加でございます。

次に、第8款諸支出金、第1項償還金及び還付金129万3000円の追加は都支出金精算返還金及び一般被保険者への保険税還付金でございます。

次に、第9款第1項予備費300万円は、歳入歳出、財源調整でございます。

以上、歳出合計といたしまして2億3954万7000円を増額し、歳出総額を5億6724万8000円といたそうとするものでございます。

以上でございますが、御審議賜りまして、原案のとおり御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（石川和夫君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川和夫君） 以上で、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第21号は、市民厚生委員会に付託いたします。

~~~~~

○議長（石川和夫君） 日程第22、議案第22号、平成18年度福生市介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を願います。

（福祉部長 星野恭一郎君登壇）

○福祉部長（星野恭一郎君） 御指名をいただきまして、議案第22号、平成18年度福生市介護保険特別会計補正予算（第2号）の提案理由並びにその内容につきまして、御説明申し上げます。

今回の補正の主な内容につきましては、歳入では介護給付費のうち施設サービス費の負担割合の変更による国庫負担金の減額と都負担金の追加を、また国庫補助金で調整交付金の減額と事務費補助金の追加を、さらに調整交付金の減額に伴う介護給付費準備基金繰入金の追加を、一方、歳出では医療制度改革に伴う介護保険システムの改良に要する経費の追加をお願いするものでございます。また、このシステム改良につきましては繰越明許費をお願いいたすものでございます。

それでは、補正予算の内容につきまして説明申し上げます。補正予算書の103ページをお開きいただきたいと思います。最初に総則でございますが、第1条は歳入歳出予算の補正でございます。第1項で歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ168万円を追加し、歳入歳出予算の総額を26億3297万1000円と定めようとするものでございます。

第2項では、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるといたしております。

次に、第2条の繰越明許費及び第3条の地方債の補正につきましては、後ほど御説明をさせていただきますと存じますので、よろしく御説明申し上げます。

次に、104、105ページをお願いいたします。第1表、歳入歳出予算補正でございます。まず、歳入でございますが、第2款国庫支出金は3153万7000円の

減額でございます。第1項国庫負担金2130万円の減額は、介護給付費のうち施設サービス費の負担割合が20%から15%に変更となったことによるものでございます。第2項国庫補助金は1023万7000円の減額でございます。これは調整交付金の交付見込額の減による1191万7000円の減額と、18年度分として追加交付される介護保険システムの改良に伴う事務費補助金168万円の追加との相殺によるものでございます。

次に、第4款都支出金、第1項都負担金は2130万円の追加でございます。これは国庫負担金とは逆に施設サービス費の負担割合が12.5%から17.5%に変更になったことによるものでございます。

次に、第6款繰入金、第1項基金繰入金は1191万7000円の追加でございますが、これは調整交付金の減額に伴い介護給付費の財源を確保するため、介護給付費準備基金から繰り入れをいたそうとするものでございます。

以上、歳入の補正額は168万円の追加で、歳入総額は26億3297万1000円となるものでございます。

次に、歳出でございますが、第1款総務費、第1項総務管理費で184万8000円の追加でございます。これは医療制度改革等に伴う介護保険システムの改良委託料の追加をお願いするものでございまして、主に介護保険と国民健康保険及び後期高齢者医療の保険料、あるいは保険税を年金から特別徴収するため、関係システム相互の突合システム等を構築するものでございます。

次に、第8款の予備費16万8000円の減額は財源調整によるものでございます。

以上、歳出の補正額は168万円の追加で、歳出総額は26億3297万1000円となるものでございます。

次に、恐れ入りますが106、107ページをお願いいたします。第2表繰越明許費につきまして説明申し上げます。事業名はシステム改良委託、金額は189万円でございまして、事業の内容につきましては歳出でも御説明いたしましたが、医療制度改革等に伴う介護保険システムの改良を委託するものでございます。このシステム改良につきましては、国からの補助金が交付されますが、その交付は前倒しにより平成18年度の追加交付となりますことから、今回の補正により歳入でシステム改良補助金を、また歳出ではシステム改良委託料を計上したところでございます。しかし、このシステム改良につきましては事務処理システム自体の変更に加え、国保連合会のシステムなど他の関連システムとの調整が必要でございますことから、年度内に完了することが困難なため、地方自治法第213条第1項の規定により繰越明許費をお願いするものでございます。

次に、第3表地方債補正でございますが、今回の補正につきましては東京都の財政安定化基金条例等の一部改正に伴い、繰上償還が可能となったことにより、償還の方法に財政その他の都合により償還年限を短縮することができること、いわゆる繰上償還ができる旨を追加するものでございます。なお、起債の目的、限度額、起債の方法、利率につきましては補正前と同様でございます。

以上でございますが、御審議を賜りまして、原案のとおり御決定くださるようお願い

い申し上げまして、説明とさせていただきます。

○議長（石川和夫君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川和夫君） 以上で、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第22号は、市民厚生委員会に付託いたします。

~~~~~

○議長（石川和夫君） 日程第23、議案第23号、平成18年度福生市下水道事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を願います。

（都市建設部長 清水喜久夫君登壇）

○都市建設部長（清水喜久夫君） 御指名をいただきましたので、議案第23号、平成18年度福生市下水道事業会計補正予算（第3号）につきまして、提案理由並びにその内容につきまして、御説明させていただきます。

今回の補正予算は、歳入歳出の事業等の精査、あるいは確定見込みによります減額補正が主な内容でございます。また、あわせまして地方債の変更をお願いしようとするものでございます。

それでは、補正予算書に基づきましてその内容を説明させていただきます。恐れ入りますが、補正予算書の125ページをお開きいただきたいと思います。まず、総則でございますが、第1条で歳入歳出予算の既決予算に、歳入歳出それぞれ5299万7000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億8872万1000円と定めようとするものでございます。次の第2項につきましては、歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によることといたしております。

次に、第2条の地方債補正につきましては、後ほど「第2表 地方債補正」のところで説明させていただきます。

恐れ入りますが、126、127ページをお開きいただきたいと思います。第1表歳入歳出予算補正につきまして説明させていただきます。まず、歳入でございますが、第3款国庫支出金、第1項国庫負担金は228万2000円の減額で、流域下水道防衛施設分の負担金で、補助対象額が確定したことに基づき減額するものでございます。

次に、第5款繰入金、第1項他会計繰入金は1000万円の減額で、人件費等の減額と事業費の精査により一般会計からの繰入金を減額するものでございます。

次に、第7款諸収入、第3項雑入は120万9000円の減額で、前年度の決算に基づく消費税還付金が確定したことにより、減額するものでございます。

次に、第8款市債、第1項市債は3950万円の減額で、公共下水道事業債で歳出関係事業費の実績が確定したことによります減額と、流域下水道事業債で建設負担金の実績の確定によります増額との相殺によるものでございます。

以上、歳入の補正額は5299万7000円の減額で、歳入総額は21億8872万1000円といたそうとするものでございます。

次に、歳出でございますが、第1款総務費、第1項総務管理費は821万5000円の減額、人事異動等に伴います職員人件費の精査によります減額で、職員7名分でございます。

第2款事業費、第1項下水道整備費で3716万8000円の減額は、事業費の確定及び確定見込みによる減額でございます。内容といたしましては地盤改良工事が必要となくなったことによります昭島市残堀2号幹線築造工事負担金の減額、申請件数の減少に伴います汚水ます設置事業費の減額、また、多摩川上流流域下水道建設事業負担金は、事業の確定及び前年度の精算等によりまして減額をいたそうとするものでございます。

次に、第4款予備費、第1項予備費は761万4000円の減額で、財源調整によるものでございます。

以上、歳出の補正額は5299万7000円の減額で、歳出総額は21億8872万1000円といたそうとするものでございます。

恐れ入りますが、128、129ページをお開きいただきたいと思います。第2表地方債補正につきまして説明させていただきます。今回の地方債補正につきましては変更でございます。起債対象事業の変更により、公共下水道事業債における限度額1億410万円を6080万円に、また流域下水道事業債において限度額を7820万円を8200万円に変更しようとするものでございます。なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては補正前と同様でございます。

以上で、議案第23号の説明とさせていただきます。御審議を賜りまして、原案どおり御決定くださいますようお願い申し上げまして、説明とさせていただきます。

○議長（石川和夫君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川和夫君） 以上で、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第23号は、建設環境委員会に付託いたします。

~~~~~

○議長（石川和夫君） 日程第24、議案第24号、平成18年度福生市受託水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を願います。

（都市建設部長 清水喜久夫君登壇）

○都市建設部長（清水喜久夫君） 御指名をいただきましたので、議案第24号、平成18年度福生市受託水道事業会計補正予算（第1号）の提案理由並びに内容につきまして、御説明させていただきます。

今回の補正予算は、一般会計と同様、職員人件費の精査等に伴う変更分の調整をいたそうとするものでございます。

それでは、補正予算書に基づきまして、その内容の説明をさせていただきます。恐れ入りますが、補正予算書の153ページをお開きいただきたいと思います。まず、総則でございますが、第1条で歳入歳出予算の既決予算に歳入歳出それぞれ1040

万8000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億945万4000円と定めようとするものでございます。

恐れ入りますが、154、155ページをお開きいただきたいと思います。第1表、歳入歳出予算補正につきまして説明させていただきます。まず歳入でございますが、第1款受託水道事業収入、第1項都受託事業収入で1040万8000円の減額で、歳入総額は4億945万4000円といたそうとするものでございます。

次に、歳出でございますが、第1款受託水道事業費、第1項水道管理費で1040万8000円の減額は、人件費の精査によります減額で、歳出総額を4億945万4000円といたそうとするものでございます。

以上、議案第24号の説明とさせていただきます。御審議を賜りまして、原案どおり御決定くださいますようお願い申し上げます、説明とさせていただきます。

○議長（石川和夫君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川和夫君） 以上で、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第24号は、建設環境委員会に付託いたします。

~~~~~

○議長（石川和夫君） 日程第25、議案第25号、平成19年度福生市一般会計予算を議題といたします。

本案について提案理由の説明を願います。

（助役 高橋保雄君登壇）

○助役（高橋保雄君） 御指名をいただきましたので、議案第25号、平成19年度福生市一般会計予算につきまして、説明申し上げます。

福生市の財政状況につきましては、地方交付税の減収や少子高齢化への対応など行政需要の増加に伴いまして極めて厳しいものとなってきております。

こうした現状を踏まえまして、平成19年度の予算編成に当たりましては、五つの基本方針に基づき編成をいたしたところでございます。まず一つ目には、財源の重点的、効果的配備による総合計画の推進、二つ目は、将来の財政需要、財政負担軽減のため長期的視点に立った財政運営、三つ目といたしまして行政改革大綱推進計画に基づく財政運営の健全化、四つ目は事務事業評価を踏まえた既存事務事業の精査、五つ目といたしまして事業効果、緊急性等を勘案した新規、レベルアップ事業の予算措置でございます。

また、財政運営の健全化の面では特に市税や国民健康保険税等の収納率向上に努めることといたしまして、市税等電話催告事業、タイヤロック方式による自動車等差し押さえ事業等の予算計上をさせていただいております。

それでは、お手元の平成19年度福生市一般会計予算書及び当初予算資料に基づきましてその内容の説明を申し上げます。恐れ入りますが、当初予算資料の1ページ目をお開きいただきたいと思いますと存じます。

平成19年度福生市一般会計予算総額は225億8300万円で、平成18年度と

比較いたしますと7億8700万円、率で3.6%の増といたそうとするものでございます。なお、増加分の主なものといたしましては新庁舎建設事業、拝島駅自由通路整備事業、児童手当等が増となっておりますが、新庁舎建設事業、また拝島駅自由通路整備事業、福生病院組合建設費負担金の3事業を除いた予算額は約193億6600万円で、前年度比約200万円増、ほぼ同額となっております。

続きまして、当初予算資料の2ページをお願いいたします。まず、歳入でございますが、市税の総額は84億9945万8000円で、前年度と比較いたしますと6億6173万8000円の増額、率で8.4%の増となっております。これは主に国の三位一体の改革に伴う税源移譲、定率減税の廃止など税制改正に伴う個人市民税の増などによるものでございます。なお、市税の予算に占める割合は37.6%となっております。

次の地方譲与税から自動車取得税交付金までにつきましては国、あるいは東京都の情報に基づいて予算計上させていただいております。地方譲与税につきましては1億2916万8000円で、対前年度比77.3%の減となっております。これは主に三位一体の改革に伴う国庫補助負担金の一般財源化に対する暫定措置として創設されておりました所得譲与税の廃止によるものでございまして、平成19年度からの税制改正による所得税から住民税への税源移譲に伴う減額でございます。

次の利子割交付金につきましては、6503万3000円で、対前年度比32.2%の増、次の配当割交付金につきましては3775万7000円で、対前年度比47.0%の増、次の株式等譲渡所得割交付金につきましては4212万5000円で、対前年度比73.1%の増、次の地方消費税交付金につきましては6億2616万2000円で、対前年度比5.3%の減、次の自動車取得税交付金につきましては1億5754万7000円で対前年度比6.2%の増となっております。

次の国有提供施設等所在市町村助成交付金等、いわゆる基地交付金でございますが、14億721万円、対前年度比2.4%の増で計上させていただきました。

次の地方特例交付金につきましては、8359万円で、対前年度比67.8%の減となっております。これは主に定率減税の廃止に伴う減税補てん特例交付金分の減額によるものでございます。

次の地方交付税につきましては、22億300万円、対前年度比5.2%の減で計上させていただきました。このうち普通交付税につきましては地方財政計画等を踏まえ18年度の当初交付実績額から5.6%減の17億2300万円で計上、一方特別交付税につきましては平成18年度交付額が不確定ではございますが、平成18年度予算の4%の4億8000万円で計上させていただいております。

次の交通安全対策特別交付金につきましては1650万円で、18年度予算と同額で計上させていただきました。

次の分担金及び負担金につきましては、2億4568万1000円で、保育所入所児童保護者負担金の増等により、対前年度比5.2%の増で計上させていただきました。

次の使用料及び手数料につきましては、4億7968万8000円で、前年度とほ

ば同額でございます。

次の国庫支出金につきましては32億620万1000円で、対前年度比6.3%の増でございますが、これは主に新庁舎建設事業と拝島駅自由通路整備事業に対する補助金の増額によるものでございます。なお、防衛省関係の補助金等につきましては、7億1086万8000円の計上をさせていただいております。

次の都支出金につきましては、23億2004万円で、対前年度比8.4%の増でございます。これは主に障害者自立支援法施行に伴う介護給付費負担金や東京都予算の伸びに伴う市町村総合交付金の増額、算定方法の変更等に伴う都で徴収委託料の増額などによるものでございます。

次の財産収入につきましては、1億513万円で、対前年度9372万8000円の増となっておりますが、これは国道16号線拡幅工事に伴う日光橋公園の一部の土地売り払いによるものでございます。

次の寄附金につきましては1000円の科目存置をするものでございます。

次の繰入金につきましては、19億3211万4000円で、対前年度比49.8%の増、額で6億4237万8000円の増額で、主な内容といたしましては基金繰入金でございまして、庁舎建設基金繰入金が17億3437万1000円でございます。

次の繰越金につきましては、前年度と同額の1億円で計上させていただいております。

次の諸収入につきましては1億8669万5000円で、対前年度比34.2%の増でございます。これは資源売払収入、新予防給付ケアプラン作成手数料の増額、新庁舎建設事業に対する新エネルギー設備導入事業補助金の計上などによるものでございます。

次の市債につきましては、7億3990万円で、対前年度比32.4%の減、額で3億5530万円の減となっております。内容といたしましては新庁舎建設事業に1億6220万円、拝島駅自由通路整備事業に2億6800万円を充当させていただき、平成19年度から2カ年で実施予定の防災行政無線施設改良事業に970万円、また地方交付税の不足を補てんする措置として導入されております臨時財政対策債につきましては、発行可能見込額約5億6780万円に対しまして、これを約2億6780万円下回ります3億円で計上させていただいております。なお、住民税等減税補てん債は税制改正に伴い、廃止となっております。

続きまして、歳出について御説明を申し上げます。性質別にその主な内容の説明をさせていただきたいと存じますので、ただいまごらんになっていただいておりますお手元の当初予算資料の3ページ、下の段の表をお願いいたします。

まず、人件費でございますが、41億4276万3000円で、議員定数及び職員数の減などにより対前年度比2.7%の減、予算に占める割合は18.3%となっております。このうち児童手当を除く一般職の職員人件費は36億2617万7000円で、対前年度比2.4%、9042万3000円の減でございます。これは組織改正に伴う職員数の減、給与改定等によるものでございます。

次に、物件費でございますが、32億325万4000円で、対前年度比1.7%

の増、予算に占める割合は14.2%でございます。これは主に新庁舎事業にあわせて導入する総合窓口システム導入委託料、医療制度改革に伴い導入する電算システム導入委託料の増加などによるものでございます。

次の維持補修費につきましては、5746万8000円で、対前年度比10.1%の減、次の扶助費につきましては53億851万6000円で、対前年度比2.9%の増、予算に占める割合は23.5%でございます。これは主に4月から予定されている児童手当支給額の一部引き上げ、10月から予定されております義務教育就学児医療費助成事業の新設などによるものでございます。

次の補助費等につきましては、27億7183万2000円で、対前年度比1.7%の増、予算に占める割合は12.3%でございます。これは主に国道16号線の拡幅に伴い一部売り払い予定の日光橋公園購入費にかかる国庫補助金返還金、市議会議員候補者公費負担金の増などによるものでございます。

次の公債費につきましては、起債の元金及び利子の償還費でございますが、12億9167万9000円で、対前年度比3.1%の増となっておりますが、これは主に臨時財政対策債及び住民税等減税補てん債の元金償還額の増加によるものでございます。

次の積立金につきましては1412万5000円で、対前年度比169.3%の増で、これは主に基金積立金利子の増によるものでございます。

次の出資金貸付金につきましては700万1000円で、前年度と同額でございます。

次の繰出金につきましては、18億4102万7000円で、対前年度比1.8%の減でございます。これは主に下水道事業特別会計への繰出金の減によるものでございまして、平成19年度は国民健康保険特別会計へ6億3544万7000円、老人保健医療特別会計へ2億2820万円、介護保険特別会計へ3億5738万円、下水道事業会計へ6億2000万円の繰り出しをいたそうとするものでございます。

次の普通建設事業費につきましては、39億30万7000円で、対前年度比20.0%の増、額で6億4999万円の増額でございます。増額の主な理由といたしましては新庁舎建設事業費、拝島駅自由通路整備事業費の増によるものでございまして、このほか平成19年度の主な普通建設事業といたしまして、福生病院組合建設費負担金、第二小学校防音機能復旧復機事業、防災行政無線施設改良事業などを実施いたす予定でございます。なお、主要な建設事業につきましては、当初予算資料の28、29ページに主要建設事業一覧表として掲載しておりますので、御参照いただければと存じます。

次の予備費につきましては4502万8000円を計上させていただいております。

大変恐縮ですが、予算書の6ページをお願いいたします。まず、第2表の債務負担行為でございますが、防災行政無線施設改良事業につきましては、平成19年度から2カ年事業で予定いたし、管理委託料、工事請負費及び備品購入費につきまして債務負担行為の設定をさせていただいております。債務負担行為の期間は平成19年度か

ら20年度まで、限度額は2億5016万7000円の設定をいたそうとするものでございます。財源につきましては、事務費等を含めまして防衛補助が約1億8877万2000円、市債が4710万円の予定でございます。

次に、第3表地方債でございますが、起債の目的等につきましては、歳入の市債のところの説明をさせていただきました内容と同様でございます。起債の方法、償還の方法につきましては前年度と同様でございますが、利率につきましてはただし書きを変更いたしております、利率見直し方式により借り入れる場合の資金の限定条件を平成18年度までは政府資金及び公営企業金融公庫資金に限定しておりますが、郵政公社の民営化に伴い、今後も郵政公社資金の借り入れが想定されるため、これを削除させていただいております。なお、一時借入金につきましては前年度と同額の10億円を限度額とさせていただいております。

続きまして、恐縮でございますが、予算書の最終ページ、249ページをお願いいたします。平成18年度末の市債の現在高見込額はこの表の左から3列目の合計額126億834万8000円でございますが、この額に平成19年度中の起債見込額を加え元金償還見込額を差し引きますと、平成19年度末の市債の現在高見込額は、一番表の右の列の合計額でございます123億2047万3000円となりまして、18年度末現在高見込額と比較いたしまして2億8787万5000円の減となるものでございます。

次に、資料はございませんが、財政指標の目安でございますが、本予算段階で申し上げますと公債費比率につきましては7.8%でございます、前年度当初と比較いたしまして0.1ポイントの増、経常収支比率につきましては98.3%でございます、前年度当初と比較し1.7ポイントの減となっております。また、臨時財政対策債を除いた数字は100.8%でございます、前年度当初と比較し3.6ポイントの減となっております。

さらに、財政力指数につきましては0.790でございます、前年度当初と比較いたしますと0.011ポイントの増となっております。

以上でございます、御審議を賜りまして、原案のとおり御決定くださいますようお願い申し上げます、説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（石川和夫君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川和夫君） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第25号は、21人の委員をもって構成する平成19年度福生市一般会計予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することとしたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川和夫君） 御異議なしと認めます。よって議案第25号については、21人の委員をもって構成する平成19年度福生市一般会計予算審査特別委員会を設置

し、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました平成19年度福生市一般会計予算審査特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により加藤育男君、串田金八君、田村昌巳君、増田俊一君、大野聰君、前田正蔵君、中森富久君、阿南育子君、高橋章夫君、原島貞夫君、森田昌巳君、田村正秋君、大野悦子君、羽場茂君、青海俊伯君、今林昌茂君、沼崎満子君、松山清君、清水信作君、遠藤洋一君、小野沢久君、以上21人の皆さんを、平成19年度福生市一般会計予算審査特別委員会の委員に選任することに決定いたしました。

~~~~~  
○議長（石川和夫君） 暫時休憩いたします。

午後2時6分 休憩

~~~~~  
午後3時 開議

○議長（石川和夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、報告事項がありますので、事務局長より報告いたします。

（小林議会事務局長報告）

- 1 平成19年度福生市一般会計予算審査特別委員会委員長及び同副委員長の互選結果報告について（別添参照）

○議長（石川和夫君） 以上で報告は終わりました。

ただいま報告いたしましたとおり、特別委員会の正副委員長の互選結果が参っております。

ここで、正副委員長になられた方々からごあいさつを願います。

まず、委員長沼崎満子君。

（平成19年度福生市一般会計予算審査
特別委員長 沼崎満子君登壇）

○平成19年度福生市一般会計予算審査特別委員長（沼崎満子君） ただいま御指名をいただきましたので、一言ごあいさつを申し上げます。

このたび、委員の皆様より御推挙をいただきまして、平成19年度福生市一般会計予算審査特別委員会委員長の大任を拝しました沼崎でございます。

もとより力はございませんが、誠心誠意、委員会が円滑に進みますよう串田金八副委員長とともに力をあわせて、皆様方の絶大なるご協力、御指導を承りまして、とにかく私も一生懸命頑張りますので、よろしく願いいたしますとともに、ごあいさつとさせていただきます。ありがとうございます。（拍手）

○議長（石川和夫君） 次に、副委員長串田金八君。

（平成19年度福生市一般会計予算審査
特別副委員長 串田金八君登壇）

○平成19年度福生市一般会計予算審査特別副委員長（串田金八君） 2月28日から始まります平成19年度福生市一般会計予算審査特別委員会の副委員長に、皆様の

互選により大任を任されました。

沼崎委員長を助け、精いっぱい頑張りますので、委員の皆様の御協力を切にお願いしまして、ごあいさつとさせていただきます、よろしくお祈いします。(拍手)

○議長(石川和夫君) 以上で、正副委員長のごあいさつは終わりました。

~~~~~

○議長(石川和夫君) 日程第26、議案第26号、平成19年度福生市国民健康保険特別会計予算を議題といたします。

本案について提案理由の説明を願います。

(市民部長 石川弘君登壇)

○市民部長(石川弘君) 御指名をいただきましたので、議案第26号、平成19年度福生市国民健康保険特別会計予算につきまして御説明申し上げます。

急速な高齢化の進展や医療の高度化等により、医療費もますます右肩上りとなっており、国民健康保険事業の運営は大変厳しい状況となっております。

平成19年度予算編成に当たりましては、本事業の円滑な運営を行っていくため保険税の適正な賦課、収納率向上と財源確保に努め、国・東京都等に対しまして補助金、交付金等の適正な配分と制度の見直し等を要望し、少しでも健全な事業運営となるよう努めていこうとするものでございます。

それでは、予算の内容について説明をさせていただきます。予算書の1ページをお開きください。総則でございますが、第1条第1項の歳入歳出予算につきましては、歳入歳出予算の総額をそれぞれ55億9358万5000円と定めようとするものでございます。

第2項におきましては、歳入歳出予算の款項の区分、金額は「第1表 歳入歳出予算」によるものでございます。

次に、第2条の一時借入金につきましては、借入金の最高額を2億円と定めようとするものでございます。

第3条の歳出予算の流用につきましては、保険給付費等に過不足が生じた場合、同一款内で各項間の流用を認めようとする旨の規定でございます。

続きまして、2ページをお開き願います。第1表、歳入歳出予算でございます。初めに、第1表歳入歳出予算のうち歳入について御説明申し上げます。第1款第1項の国民健康保険税につきましては、総額で17億596万7000円、前年度比較8548万3000円、5.3%の増でございます。保険者は増加傾向にあるものの、所得による保険税の伸びは見込めないところで、税率改定等による増収と収納率について上げさせていただいたところでございます。市税と同様に収納対策として新規事業の電話催告、タイヤロック等を実施する予定であることから、少しでも多くの財源確保のため積極的な予算編成といたしたところでございます。収納率向上対策本部を中心に全庁一丸となり、徴収努力をしてまいりたいと考えております。

次に、第2款国庫支出金の13億3920万1000円は、前年度比較376万円、0.3%の減額でございます。主な内容は療養給付費等負担金及び高額医療費共同事業負担金の合計額でございます。

第2項の国庫補助金1億5442万2000円、前年度対比較22万7000円の増額となっておりますが、財政調整交付金の増額となっております。

次に、第3款第1項療養給付費等交付金10億2566万4000円は、前年度比較1億3863万3000円、15.7%の増額となっておりますが、これは退職被保険者数の増加に伴う退職者医療交付金の増加を見込んだところでございまして、既に始まっております団塊の世代の退職を迎えようとするところでございます。

次に、第4款都支出金につきまして、2億7993万6000円、前年度比較1159万4000円、4.3%の増額となっております。第1項の都負担金は2425万9000円、前年度比較53万6000円、2.3%の増額で、これは高額医療費共同事業負担金でございまして。

第2項の都補助金は、2億5567万7000円は、前年度比較1105万8000円、4.5%の増額でございまして、これは東京都財政調整交付金、普通財政調整交付金等の増額となっております。

次に、第5款第1項共同事業交付金5億6148万9000円は、前年度比較4億6294万4000円の大幅な増額となっておりますが、これは高額医療費共同事業交付金で、昨年度10月から実施された共同事業に伴う交付金でございまして、当初予算比較では大幅な増となっております。

次に、第6款繰入金、第1項他会計繰入金6億3544万7000円でございます。前年度比較1383万9000円、2.2%の増額となっておりますが、保険者軽減分、支援分、出産育児一時金については増額となっておりますが、その他繰入金につきましては1000万円の減としております。これにつきましては一般会計も大変厳しい状況にあること、また独立した国保事業会計であることから、できる限り収納率向上及び補助金等の確保に努力いたす所存でございまして。

次の第7款第1項繰越金4000万円は、昨年と同額を計上しております。

次に、第8款諸収入588万1000円は、前年度比較204万8000円の増額で、第2項の預金利子及び雑入の被保険者第三者行為納付金の増額が主なものでございます。

以上、歳入の合計で55億9358万5000円となりまして、前年度比較7億1078万1000円、14.6%の増額でございまして。

続きまして、3ページをお開き願います。2の歳出について御説明を申し上げます。第1款総務費第1項総務管理費は、2639万4000円は前年度比較747万2000円、39.5%の増額でございまして、これは賦課事務費におきまして2年に1度の被保険者証の更新に要する印刷製本費及び通信運搬費等の増額が主なものでございます。また、収納対策といたしまして、保険税電話催告事業に要する経費を新たに計上させていただきました。

次に、第2款保険給付費35億6995万1000円は、前年度比較1億7329万円、5.1%の増額となっておりますが、増額の主なものは療養諸費で特に退職被保険者等療養給付費が1億2790万3000円の増額で、団塊世代の退職が始まることから、今後も国保加入者と受給対象者の増を見込んでいかなければならないとこ

ろでございます。また、出産育児諸費、葬祭費につきましても、条例改正をさせていただきましたので、それぞれ増額となっております。

次に、第3款第1項老人保健拠出金は9億7807万6000円で、前年度比較1369万3000円、1.4%の増額となっております、社会保険診療報酬支払基金の示した見込額となっております。

次に、第4款第1項介護給付費納付金3億6677万6000円は、前年度対比2099万1000円、5.4%の減でございます、これも診療報酬支払基金の示した納付金額を見込んだところでございます。

次に、第5款第1項共同事業拠出金6億1048万4000円は、前年度比較5億1542万8000円と大幅な増額となっておりますが、これは平成18年10月より国保の保険財政共同安定化事業として実施した共同事業で、当初予算比較では大幅な増となっているところでございます。

次に、第6款第1項保険事業費1840万1000円、前年度比較1314万9000円と大幅な増額となっておりますが、この主なものは補助事業となっております重複・頻回受診者に対する訪問指導事業及び国保ヘルスアップ事業に要する経費の増額となっております。また、医療制度改革による平成20年度から義務づけられた特定検診、保健指導に向けた共同システム開発経費につきましても、18年度に引き続き19年度も予算計上させていただいております。

次に、公債費26万8000円は前年度比較4万1000円の増額でございますが、一時借入金利子を見込んだところでございます。

次に、第8款諸支出金1304万4000円は前年度比較874万円、203%と大幅な増額でございますが、この増額は医療制度改革に伴い実施される高額療養費現物給付化対応システム改良、資格管理システム改良、賦課管理システム改良等について一般会計歳出予算に計上しておりますが、国の指導により補助金については国保特別会計で受け入れを行い、これを一般会計へ繰り出すこととなりましたことから増額となったところでございます。

次の第9款予備費につきましても、歳入歳出財源調整として1019万1000円を計上させていただきました。

以上、歳出合計は55億9358万5000円でございます、前年度比較7億1078万1000円、14.6%の増額となっております。

以上、平成19年度福生市国民健康保険特別会計予算の説明とさせていただきますが、御審議賜りまして原案のとおり御決定くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（石川和夫君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

○16番（青海俊伯君） 1点だけ毎年お聞きしておりますので、この本会議でお尋ねいたします。13ページ、その他一般会計繰入金でございますが、今、部長の方から昨年当初予算と比べて1000万円減額でというお話しでございますが、世帯、あるいは1人当たりに置きかえますと幾らぐらいの繰入金になるか教えていただければと思っております。お願いいたします。

○市民部長（石川弘君） 一般会計その他繰入金についてでございますが、19年度当初予算におきましては、人口1人当たり、全人口でございますが、7677円、それから全世帯で割り戻しますと1万6490円となります。

○議長（石川和夫君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川和夫君） なければ以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第26号は、市民厚生委員会に付託いたします。

~~~~~

○議長（石川和夫君） 日程第27、議案第27号、平成19年度福生市老人保健医療特別会計予算を議題といたします。

本案について提案理由の説明を願います。

（市民部長 石川弘君登壇）

○市民部長（石川弘君） 御指名をいただきましたので、議案第27号、平成19年度福生市老人保健医療特別会計予算につきまして内容の説明を申し上げます。

この老人保健医療制度につきましては、高齢者に対し医療費の一部を助成することにより高齢者の福祉の向上を図るものでございます。平成14年10月の制度改正に伴いまして、受給対象年齢が75歳以上に引き上げられ、受給対象者は減少してまいりましたが、急速な高齢化の進展の中で、国では医療制度改革を進めており、新たに高齢者の医療の確保に関する法律により18年度末日までに当該広域連合を設置することが義務づけられたところでございます。昨年12月議会において、東京都内すべての62区市町村の協議により、広域連合規約の議決をいただいたことから、平成19年3月1日には東京都後期高齢者医療広域連合が設立される予定となっております。したがって、平成20年4月からは老人医療制度にかわり、都道府県単位での広域連合による後期高齢者医療の事業運営となってまいります。

このような状況の中で、平成19年度の予算を積算いたしましたので、その内容について御説明をさせていただきます。

それでは、予算書の49ページをお開き願います。まず、総則でございますが、第1条第1項の歳入歳出の予算総額は、歳入歳出それぞれ30億1882万6000円と定めようとするものでございます。

第2項は、歳入歳出予算の款項の区分及び金額は、第1表歳入歳出予算によるものでございます。

次に、50、51ページをお開き願います。第1表歳入歳出予算のうち1の歳入でございますが、第1款第1項の支払基金交付金は、16億4990万円でございますが、前年度比較1億6853万1000円、9.3%の減額となっておりますが、これは歳出において医療諸費の実績による医療費交付金の減額が主なものでございます。交付金の内訳は、医療費交付金16億3431万3000円と、審査支払手数料交付金1558万7000円の合計額でございます。

次に、第2款国庫支出金、第1項国庫負担金は、医療費負担金で9億1241万6000円で、前年度比較754万2000円、0.8%の減額でございます。これは

現年度分医療費負担金9億1241万5000円と、過年度の精算分として1000円の科目存置の合計額でございます。

次の第3款都支出金、第1項都負担金2億2810万4000円は、前年度比較188万5000円、0.8%の減額となっております。

次に、第4款繰入金第1項他会計繰入金の2億2820万円は、前年度比較188万5000円、0.8%の減額でございます。これは医療費分等の一般会計からの繰入金で、負担割合は都負担金と同率となっております。

次の第5款第1項繰越金1000円は、前年度繰越金に対しましての科目存置でございます。

次の第6款諸収入20万5000円につきましては、第1項延滞金及び加算金の2000円、第2項の預金利子1000円、第3項雑入20万2000円は第三者行為による納付金及び返納金で、前年度と同額を計上させていただいております。

以上、歳入総額を30億1882万6000円といたそうとするものでございます。

次に、歳出について御説明申し上げます。初めに第1款第1項医療諸費30億1852万2000円は、前年度比較1億7984万3000円、5.6%の減額となっておりますが、これは対象人数、対象件数の減によるものでございます。この内訳は医療給付費で現物給付分29億3646万8000円と、医療費現金支給分6646万7000円、さらに審査支払手数料1558万7000円の合計額でございます。

制度改正によりまして、受給対象者が減少してまいりましたが、19年度の受給対象者は4668人、前年度比較185人の減を見込んでおります。

次に、第2款諸支出金20万4000円は、昨年と同額でございます。第1項の償還金及び還付金20万3000円、第2項は他会計繰出金の科目存置でございます。

第3款第1項の予備費は10万円でございますが、財政調整額でございます。

以上、歳出総額を30億1882万6000円といたそうとするものでございます。

以上でございますが、御審議賜りまして原案のとおり御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（石川和夫君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川和夫君） 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第27号は、市民厚生委員会に付託いたします。

~~~~~

○議長（石川和夫君） 日程第28、議案第28号、平成19年度福生市介護保険特別会計予算を議題といたします。

本案について提案理由の説明を願います。

（福祉部長 星野恭一郎君登壇）

○福祉部長〔星野恭一郎君〕 御指名をいただきまして、議案第28号、平成19年度福生市介護保険特別会計予算につきまして御説明申し上げます。

本予算につきましては、介護保険法による第1号被保険者及び16種類の特定疾病

に罹患している第2号被保険者を対象とした介護給付費等の特別会計でございまして、歳入歳出予算の総額を26億4377万2000円、前年度と比較して5943万7000円、2.3%の増と見込みまして編成したところでございます。

平成19年度は、平成18年3月に策定いたしました第3期介護保険事業計画の計画年度、平成18年度から20年度までの中間年度になります。この事業計画では計画の基本理念を初め3年間の介護サービスの利用者数、介護サービス量、介護総費用額の推計、あるいは3年間の介護保険料見込額、介護保険料の基礎となります所得段階別の被保険者見込み数と保険料基準額などを設定しておりまして、これらを踏まえた予算編成といたしております。

それでは、本予算の内容につきまして説明申し上げます。特別会計予算書の73ページをお開き願いたいと存じます。最初に総則でございまして、第1条は、歳入歳出予算でございまして、第1項では歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26億4377万2000円と定めようとするものでございます。

第2項では、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によるものといたしております。

次に、第2条は、一時借入金でございまして、円滑な資金運用を図るため一時借入金の最高額を1億円と定めるものでございます。

第3条につきましては、歳出予算の流用でございまして、介護給付費に計上した予算額に過不足を生じた場合に、同一款内で各項の間の流用ができることを定めようとするものでございます。

次に、予算書の74ページをお願いいたします。第1表歳入歳出予算でございまして、まず、歳入でございまして、第1款介護保険料5億5859万6000円は、前年度比2446万5000円、4.6%の増でございまして、これは現年度分保険料5億5385万2000円と、滞納繰越分保険料474万4000円との合計額でございまして、収納率につきましては現年度分98%、滞納繰越分20%と見込んだところでございます。

次に、第2款国庫支出金5億5828万2000円は、前年度比4682万8000円、7.7%の減でございまして、第1項国庫負担金4億3861万1000円は、介護給付費負担金で、歳出における介護給付費25億656万7000円のうち施設サービス費の15%、その他居宅サービス費の20%をそれぞれ見込んだものでございます。

次の第2項国庫補助金1億1967万1000円は、調整交付金9945万9000円と、地域支援事業交付金2021万2000円との合計額でございまして、調整交付金は介護給付費の3.97%を計上したところでございます。

次に、第3款支払基金交付金7億8324万3000円は、前年度比1969万8000円、2.6%の増でございまして、この内訳といたしまして介護給付費交付金7億7703万5000円及び地域支援事業支援交付金620万8000円となっております。なお、介護給付費交付金は介護給付費の31%を見込んだものでございます。

次に、第4款都支出金3億8612万4000円は、前年度比7095万1000円、22.5%の増でございます。第1項都負担金3億7601万7000円は、介護給付費負担金で、介護給付費のうち施設サービス費の17.5%、その他居宅サービス費の12.5%を見込んだところでございます。

次の、第2項財政安定化基金交付金1000円は科目存置でございます。

また、第3項都補助金1010万6000円は地域支援事業交付金で、内訳といたしまして介護予防事業分250万3000円、包括的支援事業及び任意事業分760万3000円となっております。

次に、第5款財産収入1000円につきましては、介護給付費準備基金積立金利子を計上したところでございます。

次に、第6款繰入金3億5738万円は、前年度比490万2000円、1.4%の増でございます。これは一般会計からの介護給付費繰入金3億1332万円と、地域支援事業繰入金1010万6000円、事務費繰入金3395万4000円との合計額でございます。介護給付費繰入金につきましては、介護給付費の12.5%を見込んだところでございます。

第7款繰越金1000円につきましては、前年度繰越金で、科目存置でございます。

次に、第8款諸収入14万5000円は、第1項延滞金、加算金及び過料で1万円、第2項預金利子で13万2000円、第3項雑入で第三者納付金、返納金、雑入をそれぞれ1000円ずつの科目存置としたものでございます。

以上、歳入合計は26億4377万2000円となるものでございます。

次に、予算書の75ページ、歳出でございます。第1款総務費3196万2000円は前年度比323万7000円、9.2%の減でございます。これは事業運営に要する事務費でございます。第1項総務管理費で568万円を、第2項賦課徴収費では246万7000円を、また、第3項認定審査会費では2381万5000円をそれぞれ計上したところでございます。

次に、第2款介護給付費25億656万7000円は、前年度比5644万1000円、2.3%の増でございます。なお、介護給付費につきましては第3期介護保険事業計画の平成19年度分の介護給付見込額等をもとに計上したところでございます。

第1項介護サービス等諸費は23億4520万6000円でございます。内訳といたしまして要介護者を対象とする介護サービス等給付費が20億6956万9000円、要支援者を対象とします介護予防サービス等給付費が2億7225万7000円、さらに審査支払手数料が338万円となっております。

第2項高額介護サービス費4536万円は、要介護者を対象とする高額介護サービス費4535万9000円と、要支援者を対象とする高額介護予防サービス費の科目存置1000円との合計額でございます。

第3項特定入所者介護サービス等費で、1億1600万1000円は介護保険施設に入所している要介護者を対象とする、特定入所者介護サービス費1億1600万円と、介護保険施設でのショートステイ等を利用している要支援者を対象とする特定入

所者介護予防サービス費の科目存置1000円との合計額でございます。

次に、第3款地域支援事業費5757万3000円は前年度比625万7000円、12.2%の増でございます。なお、地域支援事業費につきましては第3期介護保険事業計画による平成19年度分の介護給付費見込額の2.3%以内の額を計上したところでございます。

第1項介護予防事業費は2002万6000円でございます。内訳といたしまして特定高齢者を対象とする筋力向上トレーニング委託料などの介護予防特定高齢者施策事業費が715万8000円、一般高齢者を対象とする介護予防普及啓発事業費などの介護予防一般高齢者施策事業費が1286万8000円となっております。

第2項包括的支援事業、任意事業費3754万7000円は地域包括支援センターにおける介護予防ケアマネジメント事業費や包括的継続的マネジメント支援事業費、さらに支援センター運営にかかる職員人件費等を計上したところでございます。

次に、第4款財政安定化基金拠出金は73万1000円でございます。介護給付費の財源不足などが生じた場合、その貸し付け等を受けるための東京都への拠出金でございます。

次の第5款基金積立金1000円につきましては、介護給付費準備基金積立金で科目存置でございます。

次に、第6款公債費4463万4000円でございますが、第1項公債費13万4000円につきましては、一時借入金の償還利子でございます。

第2項財政安定化基金償還金4450万円は、第2期で借り入れをいたしました財政安定化基金借入金1億3350万円を、平成18年度から20年度までの3年間で均等払いにより償還を行うものでございます。

次に、第7款諸支出金30万4000円は、第1項償還金及び還付金30万3000円と第2項他会計繰出金1000円との合計額で、いずれも前年度と同額を計上いたそうとするものでございます。

最後に、第8款予備費でございますが、前年度と同額の200万円を計上いたしました。

以上、歳出合計は26億4377万2000円となるものでございます。

以上でございますが、御審議を賜りまして、原案のとおり御決定くださるようお願い申し上げます。

○議長（石川和夫君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川和夫君） 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第28号は、市民厚生委員会に付託いたします。

~~~~~

○議長（石川和夫君） 日程第29、議案第29号、平成19年度福生市下水道事業会計予算を議題といたします。

本案について提案理由の説明を願います。

(都市建設部長 清水喜久夫君登壇)

○都市建設部長(清水喜久夫君) 御指名をいただきましたので、議案第29号、平成19年度福生市下水道事業会計予算の提案理由とその内容につきまして御説明させていただきます。

本年度の予算につきましても、汚水等の維持管理が主なものでございますが、職員人件費で1名の減及び公債費の減額等によりまして、前年度比で5663万2000円の減額、率では2.9%の減となっております。

本市の公共下水道の整備につきましては、既に汚水管渠の整備は完了し、雨水管渠の幹線につきましては整備率93.8%でございます。今後、雨水の未整備地区の解消につきましては計画的に支線の整備及び道路改修工事など面的整備を図ってまいりたいと考えております。

それでは、予算書の内容について御説明させていただきます。恐れ入りますが、予算書の133ページをお開きいただきたいと思います。総則でございますが、第1条におきまして歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億7263万円と定めようとするものでございます。内容につきましては、「第1表 歳入歳出予算」で後ほど説明させていただきます。

第2条につきましては、地方債について定めようとするものでございますが、内容につきましては「第2表 地方債」で説明させていただきます。

第3条では、一時借入金の借り入れの最高額を3億円と定めようとするものでございます。

次に134、135ページをお開きいただきたいと思います。第1表歳入歳出予算につきまして説明させていただきます。歳入でございますが、第1款分担金及び負担金、第1項負担金の1232万7000円は、下水道事業受益者負担金及び西住宅地区周辺排水路維持管理負担金は前年度と同額でございますが、新たに下水道整備負担金として新五日市街道、睦橋通り雨水管理設工事東京都分負担金1192万5000円を計上いたしました。

次に、第2款使用料及び手数料、第1項使用料の10億1945万6000円は、前年度比450万1000円の増額で、率では0.4%の増でございます。現年度分と滞納繰越分の下水道使用料及び下水道施設占用料でございます。なお、下水道使用料に占める基地使用料は52.5%を見込んでおります。

次に、第3款国庫支出金の1521万9000円は、前年度比68万円の増額で、率では4.7%の増でございます。第1項国庫負担金は1458万9000円で、流域下水道防衛施設分負担金でございます。

第2項国庫補助金63万円は、地域住宅交付金で、雨水浸透施設設置助成金に対しましての補助金でございます。

次に、第4款財産収入でございますが、財産売払収入で1000円の科目存置でございます。

次に、第5款繰入金、第1項他会計繰入金の6億2000万円は、前年度比5000万円の減額、率では7.5%の減でございます。これは一般会計からの繰入金でござ

ざいます。

次に、第6款繰越金につきましては、前年度比1000万円の減額で、3000万円を計上させていただきました。

次に、第7款諸収入の2022万7000円は、前年度比343万8000円の減額、率では14.5%の減でございます。主な内訳といたしましては、第3項雑入で消費税還付金、多摩川上流雨水幹線青梅市協力金などがございます。

次に、第8款市債、第1項市債の1億5540万円は前年度比1030万円の減額、率では6.2%の減でございます。内訳といたしましては公共下水道事業債で1億1020万円、流域下水道事業債で4520万円でございます。これは公共下水道事業債で新五日市街道、睦橋通りの雨水管理設工事による増額と、流域下水道事業債で多摩川上流水再生センターの更新事業の減額による相殺でございます。

以上、歳入合計18億7263万円と定めようとするものでございます。

次に、135ページで歳出でございますが、第1款総務費、第1項総務管理費の5億6467万3000円は、前年度比1962万8000円の減額、率では3.4%の減でございます。減額の理由といたしましては、職員人件費で1名の減、多摩川上流流域下水道維持管理負担金で汚水路の減少などによる減によるものでございます。主な内容を申し上げますと、職員人件費は6名分、下水道使用料徴収費、また管渠清掃、管渠調査、都委託料、人孔ふた高調整及び管渠内面補修工事等の維持管理補修工事費及び多摩川上流流域下水道維持管理負担金などがございます。

次に、第2款事業費、第1項下水道整備費の1億8521万6000円は前年度比919万3000円の減額で、率では4.7%の減でございます。減額の理由といたしましては、多摩川上流流域下水道建設事業が多摩川上流水再生センターの更新事業の一部完成などによる減額と、新五日市街道雨水管理設工事の増額による相殺によるものでございます。主な内容を申し上げますと、睦橋通りの拡幅工事に伴う污水管撤去工事費、新五日市街道睦橋通り雨水管理設工事費、また昭島市残堀2号幹線築造工事に伴う負担金、汚水ます設置及び雨水ます浸透施設設置事業費等でございます。また、流域下水道費では多摩川上流流域下水道建設事業負担金で、多摩川水再生センターの更新事業などがございます。

次に、第3款公債費、第1項公債費の11億532万円は、前年度比3131万3000円の減額で、率では2.8%の減でございます。これは公共下水道事業債と流域下水道事業債及び前年度に借り換えいたしました公営企業借換債の元金償還費と利子償還費及び一時借入金の利子でございます。

次に、第4款予備費でございますが、1742万1000円を計上いたしました。

以上、歳出合計18億7263万円と定めようとするものでございます。

恐れ入りますが、136ページをお開きいただきたいと思います。第2表地方債でございますが、公共下水道事業債として限度額を1億1020万円に、また流域下水道事業債として限度額を4520万円と定め、起債の方法、利率、償還の方法につきましては前年度と同様でございます。

以上、議案第29号の説明とさせていただきます。御審議を賜りまして、原案どお

り御決定くださいますようお願い申し上げます、説明とさせていただきます。

○議長（石川和夫君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川和夫君） 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第29号は、建設環境委員会に付託いたします。

~~~~~

○議長（石川和夫君） 日程第30、議案第30号、平成19年度福生市受託水道事業会計予算を議題といたします。

本案について提案理由の説明を願います。

（都市建設部長 清水喜久夫君登壇）

○都市建設部長（清水喜久夫君） 御指名をいただきましたので、議案第30号、平成19年度福生市水道事業会計予算につきましての提案理由、その内容につきまして御説明させていただきます。

本年度の予算につきましては、前年度と比較いたしまして総額で4697万4000円の増額で、率で11.2%の増となっております。これは水道管理費の収入の増額が主なものでございます。

恐れ入りますが、予算書の171ページをお開きいただきたいと思います。総則でございまして、第1条におきまして歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ4億6683万6000円と定めようとするものでございます。内容につきまして、第1表の歳入歳出予算で説明させていただきます。

172、173ページをお開きいただきたいと思います。第1表歳入歳出予算につきまして御説明させていただきます。歳入でございまして、第1款受託水道事業収入、第1項都受託事業収入4億6683万6000円は、前年度比4697万4000円の増額で、率では11.2%の増でございます。

以上、歳入合計4億6683万6000円と定めようとするものでございます。

次に、歳出でございまして、第1款受託水道事業費4億6683万6000円で、第1項水道管理費は3億7294万7000円、前年度比5167万円の増額で、率では16.1%の増でございます。事業内容につきましては、第1項の水道管理費で、工事請負費の増額が主なものでございまして、これは移行までの今後3年間で、配水管付設替え工事をできるだけ実施をしようということで、多摩水道改革推進本部と協議をして整ったものでございまして、今年度は7件の工事を予定しております。その他につきましては昨年とほぼ同様でございますが、17名分の人件費を含め給水、配水にかかります工事請負費、設計委託料等でございます。

次に、第2項建設改良費9388万9000円は、前年度比469万6000円の減額、率では4.8%の減でございます。主な理由といたしましては、都道掘削復旧監督事務費及び配水管新設工事、設計委託料等の減でございますが、平成19年度につきましても、安定給水を図る上で市道の連合管を配水管に切り替えていく工事、また消火栓の設置工事、これらを実施していく内容となっております。

以上、歳出合計4億6683万6000円と定めようとするものでございます。

以上、議案第30号の説明とさせていただきます。御審議を賜りまして、原案どおり御決定くださいますようお願い申し上げます、説明とさせていただきます。

○議長（石川和夫君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川和夫君） 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第30号は、建設環境委員会に付託いたします。

~~~~~

○議長（石川和夫君） 日程第31、議案第31号、不動産の譲与についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を願います。

（総務部長 田辺恒久君登壇）

○総務部長（田辺恒久君） 御指名をいただきましたので、議案第31号、不動産の譲与について提案理由並びにその内容につきまして、説明を申し上げます。

つくし保育園を民営化することに伴い社会福祉法人清心福祉会へ、つくし保育園園舎を行政財産から普通財産へ分類がえ後に、平成19年4月1日に譲与いたそうとするもので、地方自治法第96条第1項第6号の規定に基づき議決をいたさようとするものでございます。

譲与しようとする不動産は、所在地が福生市南田園一丁目4番地12、名称がつくし保育園園舎、構造が鉄筋コンクリート造り平屋建て、延べ床面積313.81平方メートルでございます。

譲与の相手方は、八王子市左入町373番地1、社会福祉法人清心福祉会、理事長青木訓行でございます。なお、民間移管に際しましては「つくし保育園の移管に関する基本協定書」を取り交わすとともに、建物、工作物及び物品については「建物等譲与契約書」を、土地につきましては「土地使用貸借契約書」により無償で貸し付ける契約の締結を予定をしております。

以上、御審議を賜りまして、原案どおり御決定くださいますようお願い申し上げます、説明とさせていただきます。

○議長（石川和夫君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川和夫君） 以上で、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第31号は、総務文教委員会に付託いたします。

~~~~~

○議長（石川和夫君） 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。

委員会審査のため明2月27日から3月15日までの17日間、休会とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石川和夫君) 御異議なしと認めます。よって明2月27日から3月15日までの17日間を休会とすることに決定いたしました。

なお、次回本会議は3月16日、午前10時より開きます。

本日はこれをもって散会いたします。

午後3時54分 散会



平成 19 年度福生市一般会計予算審査特別委員会  
委員長及び同副委員長の互選結果報告

平成 19 年度福生市一般会計予算審査特別委員会の委員長及び同副委員長を互選の結果、次のとおり決定したので報告します。

1 平成 19 年度福生市一般会計予算審査特別委員会

委員長 沼崎 瑞子

副委員長 中田 金八

平成 19 年 2 月 26 日

平成 19 年度福生市一般会計  
予算審査特別委員会委員

前田 正蔵

福生市議会議長

石川 和 夫 様

